

10.6
中央婦人指導者講習会

講議録の一

国際連合の諸問題

——日本国際連合理事 山形誠一講述——

労働省婦人少年局

二 国際連合は平和のホトリ

りました。その戦争の結果が今日の北洋は破壊に陥つてゐるのではありません。それといふ點をいなし、まず日本は過去には、世界情を持つことが非常に少なかったものであります。その朝鮮半島を襲撃して植民地となくはり、國際重合に対する関心も激つて来にといふことは何れにしても、正しいことであると存するであります。今後はどうかいひましまして、國際重合に対する理解を深めまして、それと何んがあるか、それとどうして世界平和に貢献するのか、日本は一体、國際重合にどういふことを期待するのか、國際重合は日本に對してどういふことをするのかといふように、極める點に南北をもちまして、これを省察しまして、國際の中にあります觀察は、これを除去し、その要点を申すことによりまして、世界平和機關の促進を一日も早くするように、皆様方に御期待申し上げたいと思ふのであります。それといふ意味合におきまして、確實には日本の平和を呼んでくれているところの國際重合、民主主義の原則に立つて動つてゐるところの國際重合、それといふものに對して、兩心を持つていかにいふことと。今日のお話には、何つたのであります。私のようなものを講師として、お招き下さつた一つの理由もそこにある。かに感うのであります。

三、古代の平和思想

西條慶合は決して一日にして成つてものではありませんが、歴史的、思想的背景を持つております。ギリシヤ、ローマの初めからやちろんこついの思想はありました。東洋におきまして、それより早く、いわゆる釋尊の思想にいたしました。平和の宗教、宗教による影響を授けまして、西紀元前三百年頃におきまして、マケリヤ王朝につはがるアソカ王は、当時インドに天山の國がありましてその國々を一つの國聯合で纏めて行こつといふ考えをもちまして、平和の思想を普及し、平和の鉅統を授けようといふことを企圖して王様がございまして、時機が非常に早かつたのであります。社会の競争がそこで遂に行ははかつたので遂にアソカ王の理想は行われずに消えました。別行ギリシヤにおきましては、やはり西紀元前三、四百年前でありまして、中々にギリシヤの都市國家相互の間においてお互のいさかいを止めようとする考から、國聯合ではございまいせんけれども、お互に競争をなくし、平和を持ち来ようとする一つの組

新がさだめ、私権これを神聖視せざるべからず。国家は市民の権利を保障するに在り。時に、その権利の
ときには、戦争をせしむることを要します。各都市國家がこころをなしたから、それらの都市國家間の
おなじみの、しきをしきして、例えは米穀はかかる戦争の割合で破壊せしむること、おなじみの戦争が
ついに聯合には聯合をせしむる戦争を止めること、その規約に違反しし者は破棄すること、といふような案の
をいじりました。これが大體國際性の古い形であるといふやうに説明をいたしおきます。やういふ一つの
古い形の國家間に良好關係を築くといふ目的がこころをなした。必ずしも今日おいて行はれてゐる國際法とい
う意味ではさういふまじりませんけれども、さういふ方え方はもちろんローマに伝はれておきます。ローマにおき
ましてはギリシヤ式の都市國家間の相互の良好關係を築くといふことをなくして、あつと市民性を保持する一
つのいわゆる普遍的な、市民性をあつと市民性を築くといふこととローマは前つたのであります。その
普遍的な、市民性は平和と親睦を保持するその根本的動機、これには力を非常に使つたといふやうな方え方でありま
した。威力を持つといふ方え方でありました。そこでこのローマの平和といふものは、力による平和である
力を主體として、力づくの平和であるといふ、終ひが非常に強く残つてゐるやうな平和であります。この平
りを大體ローマの平和と書つておきます。よくいふやうな平和に出で移ります。ローマの平和といふものは、
は、力の關係によつて、平和の事を保つといふことが非常に強い方え方でありました。さういふ平和は、本
來の平和の感じから行きますと遠く離れてゐる案がこころをなします。さういふ平和とはいはれ、平和はもつ
といはゆる平和らしい、力を用いない、お互の理解によりますとこの平和を打ち立てるといふやうに重
んで考へるべきであります。この *pac romana* といふのは、これに於て非難の一つの對象にやうなあり
ます。その段階が過ぎますと、ローマは進解して、ヨーロッパは實際混亂の時代にはなつてしまつた。その
ローマにおいて完成されたのがもちろん神祕的の重りのキリスト教の教義であり、ギリクス教の法統のやう
方え方あります。これがローマにおいて始めて完成にしました。アジアの一面に起つたといふのいふやうな
ギリクス教の教義といふものはローマにおいて完成されたといふのがあります。それとヨーロッパに於て
つて行つたといふこととあります。もちろんそのローマの考へ方の中にも、アジアの教義が導入してゐると
いふことは、初めは、ラテン語におきましては印歐の教義が相当入つてゐるといふことも考へておけば別
なことがいふことができます。これを平和の理想を求めた人々

四、平和の理想を求めた人々

中世においていふやうな普遍的な平和といふことを言ひ出しました。一番面白い人として魯賓斯は知はるは
いふゆるタンデであります。このタンデの平和理想といふものはもちろんキリスト教を中心としたし、
平和理想でありますけれども、特に皇帝といふ一つの権力者をおきまして、その権力の下に統一を保持する
といふのが一つの考へ方でありました。その統一の案こそ美であるといふやうにタンデは申しまして、その
統一の美を強調する點に、この皇帝といふ力を認めるのだ、必ずしも皇帝が自ら自願を認めるのでなくして
皇帝といふ一つの力を認める、これは平和の理想は本來的に、さういふ意味から皇帝を認めて平和を
打ち立てるといふ考へ方をしてゐる案がこころをなします。彼の考へ方は實際に行われませんでした。これは彼の考へ
しに皇帝が亡くはりました。彼も不幸は最後を遂げないのであります。さういふ普遍的なキリスト教的な
考へ方を持つた方おこさしました。

これは中世における考へ方でありましたけれども、近世におきましては、さうに、初稿介申上げましたところ
の世界平和案といふのでございします。それは、ピエール、デュボアの方え方です。平和案を
出したのは一三、五等でありました。それは、ピエール、デュボアの方え方です。平和案を
内容は、申上げますとはめは、お前例にはなりません。要するに、キリスト教を中心とする平和案といふこと

— 5 —

五、乃リコセは先覺者

-9-

余談を明上げまして世だ惡黨をあの通りが、というわけだ。一六二三年にこんな事が出来たのを申しますと、エメリツク・クリュセの策には一つのケムタイトルがついておられます。それは「平和は吾等諸商の振興によつて持ち来さねるのだ」といふ事を善いであるのであります。その吾等諸商の発展といふことを特に修直僧の人材だういふことを考へにかといふと、昔にギリシヤの詩に意を傾ししたのであります。昔々、ギリシヤにある王様があつた。その王様の總理大臣に非常な美しい人があつた。それがシニアスヘシ水工士という人。王様がある日シニアスを召致するのである。これについて總理大臣の意図を露くし

同 朝鮮が三八度線から南緯を越えたので、三八度線まで戻さなければならぬという主張があるが、それ以上は、民主主義という点に合致は三八度線以上でも構わないという点に合致する。……

答 韓戦上はそうなりますね。文書の上ではそう書いてありませんが、その目的がらとどまつてもいい、目的以外がらとどまつてもいいかんというわけですよ。

同 そうすると、朝鮮が北緯を侵襲するという点には合致しないでもよろしいか。
答 これは、国連連合では一五四年の文書によりまして南緯を唯一の合法政区と認める、北緯を非法政区として、朝鮮に対する援助があるというが、北緯に對しては援助してはいかんという態度を認めておられます。そこで北緯政区は十万人の兵隊を以て朝鮮を攻めて取りました。この侵襲につきましては、別な侵襲があつた場合、追返しても又その状態が戻つて来る……ということには、やはり相当償わなければならぬということになります。例へば米糧が来て敵の軍需を待つて返した。それと二重に侵襲する。三八度線まで戻さなければならぬということ、同じで、朝鮮朝鮮の平和を待ち望む全朝鮮に於ける平和は、平和は平和であるというふうな、朝鮮連合は構えてのであります。その是非の論は政治的に置くゆゑ多くの議論があるところでありましようけれども。

同 国連連盟規約と 国連連合憲章の場合での諸和平約に關係あることからについて相殺の点についてそのいさこつをお聞かせします。

答 それは、戦争が終る前に国連連合の憲章が出来てしまつた。日本とドイツに對する罰金を納めさせ、戦争をするという意図を含み、なお且つ戦後の平和機構として又それが用いられるというのが国連連合の要です。そこで戦争してゐるのですから、平和同盟というものは別個の問題として取扱われるわけです。日本この戦争が終る前に国連連合の組織が出来たわけですよ。そこで平和平和は別な考へることにした。国連連合の規約で平和平和はやはりないというところから解決が求めているわけですよ。

同 朝鮮に國連の兵隊が派山入つてゐるのを、ソ連が、國連の兵隊を二倍と云つてゐることを言ふますが、そういう二倍に對して國連の兵隊が正しいといふことには對してどういふ見解をお持ちになりますか。
答 兎然然における國連憲章のありかたといふことは、國連的に物を論ずる場合は民主的機関によつて民主的に決める以外に方法がない。つまり多数の意見に従つて、決議は一つの方であるというようにしなければならぬ。反對したとか反對しないとかいふのは決議とは關係ないもので、そういう意味におきましては合法的に決議がなされた際、国連連合軍というものが各國の自衛的行動…… 少くも六ヶ國の中の五ヶ國によつて国連連合軍が創設された、而も自衛的憲法によつて創設されたことに対して、多數の意見に従つて決つたに拘わらず自分勝手なことだけ正しいといふ論議に對しては、世界はこれに組はない。大抵私としてはそういう解決を尊重するといふところには世界平和を盛めて行く大きな行き方がある。そういう民主的決議の在り方に反對するといふ方は、国連連合憲章に拘束されたといふことではないと思ひます。御尋ねのことは、つまり世界に對つて、ソ連は威嚇するといふ向きの多い。宣伝はあまり知世の多くは、國々には相當耐えるでしょうが知世の態度しなるところでは受け付けないから、反對の線と對して勝つていいと思ひます。

中央婦人指導者講習会

講議録の二

社会保障制度の方向

——早稲田大学教授 末高信晴述——

労働省婦人少年局

社会保障制度の方向

目次

一 社会保障制度と、それに基づく思想

二 社会保障制度と所要資金

三 現存の社会保障制度への公的援助と社会保障

四 社会保障制度の成立と発展

五 アメリカ労働節の動向

六 社会保障制度審議会

七 社会保障制度の動向とその批判

社会保障制度の方向

講師 早稲田大学教授 永高 信

一 社会保障制度と、それに基づく思想

私に與えられた題目は「社会保障制度の方向」という向度でございます。私共の毎日の生活は如何なるものか、いかに計画的に生活を営みまし、その病変にかゝる場合もございませうし、又職場を失つてしまふといふこともございませう。要はまた、生活にあくせくしている間に軍を取つてしまつて働くことが出来ないう、おまけの果てには死ななければならぬといふのが人間の度のかございませう。個人としていくつ計画内に立派な生活を送つて行くこととしまして、わたしたちはどういふふうな災厄から免かれることは出来ないうかあります。今から二十五百年の昔、釋迦は生死老病といふのが人間の四つの大きな苦悩であると言つておられます。即ち、人生の苦悩の初めは病々生れることとあり、又死ぬこととあり、その世の中から去つて行かなくてはならぬことを意味し、人生最大の苦悩でありませう。病氣に罹ること、生死取つてしまふこと、何れも極めて苦しいこととあります。わたしたちはどういふ苦悩から脱却するといふことは、はたはた願ひながら、今後とも如何なるか出来ないうか、いかに苦悩が進展してしまふ、生死老病といふふうな根本的な苦悩からは免かれぬこととは不可能であります。そこでせめてどういふふうな場合に、氣象に生活が出来ないうにしたいものがあります。病氣にかかつた時に、食ふが療養を必要とするといふことは、安心して治療ができ、日常の暮らしだけは確保して置けるものであります。病氣に罹つたり軍を取るといふことは人生の定めで止むを得ないものであります。せめて日常の暮らしは確保せられれば、庶民は満足できるものであります。しかしそれすらなかなかな言ふべくして難しいことと動もすれば私は本當の窮乏の中に陥つてしまふ。それは、せめて暮らしを確保するにどうしたらいふことが出来ないうこととが真の窮乏に陥つてしまふ。その暮らしを確保する方法として最も合理的なもの、それは社会保障制度である。私は思ふのがあります。その社会保障制度を實に居る根本的な考え方は生存権といふ思想であると云われを致しませう。しかしその生存

日本加

本稿は一九五〇年十一月三十日より三回四にわたる、日本医師会館で開催された、日本中央婦人看護看護協会における講演の録音記録です。

講演者は婦人科関係ある法律や制度について研究し、看護員によつて所属団体の方々にも広く伝えたい。ただよくに計画されたものでその内容は次の五つの法律並に制度でした。

これを看護題目別に分類して出版いたしました。低價の都合で看護の内容を削減いたしました事を予めお断りいたします。

講演要旨

講師 名

一 国際連合の諸問題

日本国際連合協会理事

二 社会保障制度の方向

山形 誠

三 労働者の権利について

早稲田大学教授 永高 信

四 民法（結婚・相続）を中心として

一ツ橋大学教授 香 梨 光 俊

五 新教育制度について

明治大学教授 土 石 若 石

お茶の水大学教授 國 輝

権というものは何かあるかというところ、少しは憲法が規定せられて以来、いかにその基本的人権という言葉を、
の何にも使われぬようにして来りまして、その基本的人権の一種であるといふものがあるかあります。
そもそもこの基本的人権というものは、法律がこれを定める前に、制度がこれと認めざる前に、人間が人間と
して生れながら持つてゐる権利であります。これが基本的人権の意味だうなと思ひます。ところがこの基
本的人権という概念は、いつ頃から発生したかとか、基本的人権とは何なる種類の概念かといふことが、
よくよくを語することに成ると、これは非常に難しい話になります。こゝでは極めて簡単に話して置か
たいと思ひます。こゝは生存権という概念は昔からあつたものであります。人間は生れながら生きてゐるに生
活を送ることからして、固有の権利があり、そのものは何にか、そしてどうありたいといふのは、人間固有の
権利として昔から持つてゐたものであります。これを一つの権利として考えるようにして、後には、私の
理解するところでは、オーストリアの法律家があります。アントニー・メンカという人が、昔からあります。
即ち彼によると、基本的人権として第一に生存権、第二に労働権といふものを数えてあります。第三は労働金
収収、あるいは労働金収収権といふことです。第一の生存権といふのは、人間が生れながら生きてゐる以上、
何があるのだという考へ方、第二の労働権といふのは、人間生活の根本は人間の労働であります。とくに私
の生活は、食糧があるとか衣料があるとか、その他いろいろの物資が調達されなければならぬ。それらを
得るには、行ふことが出来ないのであります。それら人間が生活に必要であるもの、労働を生活するものと
の根拠は労働にあるのだ、したがつて人間は労働の権利があるのだ、といふのが労働権といふことです。
第三の労働金収収権といふのは、かくの如くして労働の結果、出さなければならぬものは、すべてその労働に
使つた労働者に帰属すべきものである。彼の他の権利と云ふことは、その労働者の権利を尊重すること
になる。すべての労働者の生活したものは労働者自身のもの、となければならぬといふのが労働金収収権の
意味であります。ところがメンカは、この三つを基本的人権と云つたのであります。この第三のものは、社
会主義のイデオロギイを採つた口家になければならぬ。社会主義のイデオロギイを採つた
口家におきまして、果して労働金収収権といふものが本格的に認められるか、實現できるかどうかといふこ

とは、これはなかなか難しい問題であるが、とにかく、この性格のものがあります。即ち著しく歴史的又
は社会主義的、社会主義的的色彩を持つてゐる権利といふことです。ところが最初の二つは私共のようによき由
主義の口家、資本主義の口家、即ち日本が現にとつてゐる口家の形、といふことができます。どういふ社会におきま
しても、これを認めることが出来るものがあります。現在の憲法——日本憲法に於いては、新憲法と云ふに、
れてあります。が、制定せられた時には、まだ生存権といふものは、草案の中にはなかつたのであります。が、今
は、東京大学の学長をして、おられる藤野野矢が主張いたしました。一つは生存権の概念を取り入れようとい
は、いかといふので、取入れたのが、憲法二十三条の現行でございます。生存権を憲法に有するといふのが、ありま
す。生存権の生活を営む権利を有する、といふのが、あります。生存権を営む権利を有するといふのが、あります。か
して、その通り、生存権といふ権利があります。しかし生存権といふのは、憲法がとくに指定した権利でありま
す。生存権には、むしろ生存権といふのが、古くから使はれてゐる言葉でございます。

そこでこの憲法二十三条の第二項には、憲法二十三条の生存権の現行を受けまして、一口は、すべての生活
部面について、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、といふふうなこ
とが書かれ、社会福祉、社会保障、公衆衛生といふ三つのものが並べられてあります。その中心にならば、社
会保障といふ制度を向上増進しなければならない。向上といつても、まだ日本では——これは後で申す所です。
現在あるところの社会保障を向上増進すること、に努めなければならないといふこと、あります。それでは、
生存権の労働権はどうかといふと、労働権は憲法三十七条に、「すべて国民は、労働の権利を有し、義
務を負ふ」といふ表現が書いてあります。これも、労働といふ普通の言葉を、わざわざ避けまして、労働と
いふ言葉に、改められてあります。要するに労働の意味であり、即ち労働の権利を有するといふこと、
す。しかし権利だけでなく義務を持つてゐるのだ、といふことを、時に規定して居ります。これは、私共が日
常生活を営んで行く上には、どうしても先程から申しますように、物をなければならぬ。食糧、衣料その他、
文化財を含めて、その物がなければならぬ。その物を調達する為には、国民全体が、助け合ふべき人ならば、
といふことが、更なる権利ではない。したがつて、義務を規定しようといふので、義務がこゝに規定せら

これを五年で制しますと、十年大抵千五百億圓位のものが蓄つてゐるといふわけであ
ります。しかし、金貨は金保庫をやかうという時に、それなため必要資金はすべて永久にアメリ
カの債権を購得できるかといふと、それはたゞです。アメリカ側の事情がどうなるかに依
り、日本は自立経済の体制を整えなければならぬのであります。即ち日本人が食ふこと、生
きて行ふことはすべて日本人自然の責任においてやりなり制はならぬといふことになりま
す。完全な社会保障をゆかうといふのは何れもある期間迄のことであるから、日本が自立体制をとつてからであり
ます。造るものとどの金は私共が税金より原料なりを買出しようといふ覺悟なしには出来ないのだといふわけ
でございます。

三、現存の社会保険制度（公的扶助と、社会保険）

そこで、どういふ社会保障が、日本でも一応すむにあるのだという考えが、また少し強くなった。その行
府大憲法があるというところを先程申しましたが、むしろわが國においてもある程度は行われてゐる。その行
われてゐるある程度とは、英國、アメリカ等を除けば世界的に見てもかなり進んだ社会保障がすでに行われ
てゐるのだと見ることも出来るのでございます。何故かと申しますと、私共は昭和二十一年から生活保護法
― 養老の救護法等々のいろいろの府政消法規を綜合いたしましたところ、國民に對して順差別平等の原則の
もと生活が一定の水準から顯著した人に對しましては國庫が生活の保障をいたしてあります。今がは一個厘
百六十億圓以上の金支拂が爲に國庫として使つてゐるというわけでありまして、それに都道府縣と町村が
一割ずつ組み入れまして、實際自力では生活出来ない人に見れば御満足は得られまいと思ひます。しかしとに
窮乏の現在でございますから、到底受けてゐる人から見れば御満足は得られまいと思ひます。しかしとに
かく日本としては――日本人として人間らしい最低の生活を送り得るところの救済をしてゐる、というのが生
活保護法でございます。したがつて生活保護法がある今日におきましては、憲法二十五条の社会保障という
まのがすでに行われてゐるのだ、即ち國家の責任において國民の最低生活は保障せられてゐるのだというこ
とが言えるのであります。この生活保護法は司令部あたりでなかなか實質をいたしてあります。日本とし

ます。ゆゑに、この大規模な復興に際しては、
次にこの社会保険というものが、
アメリカ、イギリス等の社会保険制度を現に行つて、
三二年から三年にかけ、大衆が一千万人として、
たけいものが二千万人、三千万人も現れたら、
フリードを破りまし、エルトが大統領に当選し、
は、極めと惨憺たる有様であつた。そこで次のような政策を
グーレルという新経済政策、新現まき直し、という政策、
る生産を統制してその破産、制度を防ぎ、
これによつて経済の再建をやらうというのであります。かくて経済再建せられ、
の失業者は百感之中に収められ、
うになりまし。しかし一般国民の窮乏と乏の救済はされまが待つてい、
失業法という法律のほかに、
ない人達に対して生活保障の資金を多量にばならぬのであります。この目的のため、
会保障制度というものが布かれたのであります。この社会保障制度は、
制度であります。それから二年の後この制度は、
るといふことに改正せられ、
なるのであります。最近略略のA.S.I.と略して居ります。アメリカの新間店、
通の会館においで、
として國家がやうてゐる保険を、
ては合衆國は責任をもちま、
政治に責任を負つてゐるのであります。社会保障制度の第三の部門は、
トの制度であります。これもその運籌は各州にやらせ、

あります。日本の社会保険として重要な地位を占めると考えられ、
社会保障制度中には何等規定するところがない。私、
に見て参りました。アメリカの制度を日本では、
公的扶助という問題にいたしました。予算として二十億ドル使つて居ります。これは日本の金貨は七千
五百億円であります。これをアメリカの人口一億四千万人の人割つて見ますと一人当り約五百五十円に
ると思ひます。救済を受ける人と救けない人と別つて居るのとして五千五百円に、
扶則は、
る。したがひましてアメリカの公的扶助の財源というものは日本のそれと比べて、
ず。どういふような社会保障を、
リカのような国に、
うという旺盛な意欲があるのです。ですから、一寸困つた人に対してある程度の救済を身えますと、
きと盛がよる元気がそこにもえられる。日本のように窮乏が慢性であるのと全く違つて居ります。したがつてア
メリカにおいては社会保障制度は極めて簡便な形で行なはれて、その役目を果たして行けるのであります。

この社会保障という言葉をソニアル・セキユリテイと言つて居りますが、セキユリテイというのは安全
にすといふ意味で、
にあつては社会保険という言葉をほとんと使われない。そもそも社会保険という言葉をドイツで出来た言葉か
あつて、
制度はフレキシブルな感じのするものになければならぬ。即ちドイツが五十年も七十年も実施して居る社会
保険などとはおおよそその觀念が違つたといふ支持を現わして、
ます。そこで戦後に参りました。社会保険といふ言葉が使われ、
私共に見えるところの諸君は、
フレキシブルな感じを持つて居ります。アメリカにおいては、この制度が創始された当時としては、この言葉は

はこの又節を文藝批評で見ますと、かなり程度によさまで個人の自由が束縛せられる。社会主義者のものはあるかの如き感を生えたのがあります。

第四に保障の原則として、本制度による保障は、すべての国民に平等とし、公平に、社会階級に原則とするものになければならぬ、ということが掲げられて居たのでございます。と云へば、但し、これがこれによつて著しく束縛せられるのではないか、という懸念を生えたのは、第七の原則——社会保障の向上という項目がござります。本制度の整備拡充と、これによつて保障せられる生活水準の向上は、国民経済力に依存するので、国民は常に生産の増進に努め、以て経済の発展を圖らなければならぬ、といふのであります。これが單なる修身道徳のいましめとして書かれたとすれば、社会保障の策としては少し不足を感ずる。この社会保険制度というのは、国民に對して修身道徳を講義する権利があるか、という意味におきまして、これがやはり議論の出たところであり、とくに向順になるのは、「生産増進に努め、國民文化の発展を圖らなければならぬ」といふ点であります。国家は國民に強制して、強制労働まで課して生産の増強をやるのだと解釈されるのであります。

七、社会保険制度の勧告と之の批判

右に述べたようにこの第一編の基本原則については、議論も多いし、お説教に満ちてゐるというのが、一層のこと、これは否しを止めしはほうということになりました。即ちその後、今軍の十月十六日に衆会を開いて試案を大體に修正して、政府に対する勧告というものを決定したのであります。そしてその勧告の中は、こういう十ヶ條の基本原則というものは削除してしまつたのがございます。

そこでこの金庫の構成から申し上げます。一、社会保険といふものは社会保険と公的扶助から成るのだといふことは私が先程から申し上げた通りであります。ところが公衆衛生とは社会福祉といふものだが、社会保険の中に入るかどうか。問題であります。憲法二五五條の第三項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」といふことが書いてありまして、公衆衛生と社会福祉と、社会保障とは、独立した別箇のものになつて居ります。社会保険は公衆衛生、社会

福祉と対立する一つの制度があつて、社会保障という中に公衆衛生と社会福祉は入るべきでないのではありません。以上は憲法の解釈から来る社会保障の意味があるが更に實際問題として、これを見ると、社会保障というものは一体全厚生省をやつていふところのすべての行政を引つくるべきものではないですね。社会保障というものは国民が収入を決する、先程申しましたように、生死老病といういろいろな人間の苦痛があります。かところからこれはこれから脱脚することはできないかあります。今後如何に科挙が進歩しても人間が死なないうようになることはできないと思ひますし、病氣には絶対難を治すといふことも亦難しいのではないかと。それから、軍需には絶対耐へられないといふものがある。二十五年か三十五で居られるといふことは不可能であり、いつかは老人になるといふことは必然として定めであり、運命がある。そこで、これらのものは、何れも無難論であるが、一極の苦痛は……収入を決する生活が出来なくなるといふこととあります。そして、この収入を決することの苦痛は私共人間として、社会として解決し得る苦痛であります。その解決を求むるところの制度が社会保障であります。即ち、収入の不足からの自由……といふ言葉が使われて居ります。つまり収入不足という事態に対する善後措置、対策が社会保障であつて、病氣を治す等々のことはそれは必要でないとは言ひない、国として、医療の充実という仕事は必要であるが、それは自ら別個の問題であつて、われわれの問題即ち社会保障とは自ら別個であります。収入がなくなつた場合に、その収入を國家として面倒を見るのが社会保障プロパーの仕事であります。ところが例へば厚生省のやつていふすべての行政を何でもかんでもこの中にうまい込めといふことになる、商口のみを握つていふことになります。いたづらに商口を握けることは制度をすつきり握て行くといふ立場からはどうかと思われ、こういう批判が成立つわけでござります。即ち社会保障という制度としては、公的扶助と社会保障を規定すればいいのであつて、その體のものを規定することは不可である……といふのは、公衆衛生、社会福祉等何れも國として必要であることに論はないが、それらは自ら別個の立場で構想せらるべきであるといふ考え方があつてあります。しかし店がうとにかん誠意において、勸告案におきまして、公衆衛生と社会福祉といふものはその領域のうちに入つていふのがあります。即ち社会保障制度審議会といひましては公衆衛生と社会福祉といふものを原則に見て行く立場を採つたのであります。

この報告は、その内容として概説に次いで第一編は社会保険に当るべきものがあり、その中健康保険は並に警察に付するものとしての社会保険というものが第一編に規定せられておられます。これは更に三つに分れており、第一は健康保険の対象とするものがあり、第二は一般国民を対象とするものがあり、第三は被保険者を対象とするものは健康保険の名の下に、昭和二年以後実施せられておられます。第三として商工業の従業員を対象としておりまして、今日厚生省が責任を負うておられますが、健康保険は大有五十万人はかりおられます。第四今日の健康保険にまつては五人以上の雇用主を持つていふ事業に適用せられて、五人未満の雇用主を持つていふ小規模の商工業の労働者に対しては、適用せられておられないのがあります。ところが、従業員五人未満の経営の雇用主こそ最もみじめな状態にあるわけでありまして、これ等のものに適用せられないというところは不都合である。アメリカでは、従業員一人でも、およそ人に雇われている限りには社会保険が行われ、これからの日本でも正にさうなるべきであります。これはアメリカから日本の政府に伝えられた報告の中にもそのことが書いてあるのがあります。さういたしますと現在の六百五十万に達しまして約四百万人というものが増えるのであります。さらに国家公務員、地方公務員というものが互同給を貰つて生活をするという意味におきましては、商工業者の従業員と同じ立場にあります。もちろんこれに對しましては共済組合というものが各都府、あるいは職場別に出来ておりました。大体健康保険と同じようなことをやつておられるのであります。これを何と別制度にする必要はないというのが全部健康保険に包含すると約四百万人の増加があります。さうすると被保険者は千二百万人乃至千三百万人ということになります。ところがそれ等の家族の人が一人当り二人半位居るのをごいいます。これに對しては、放任しておく手はございませぬから、したがつてこの中に入れるということになります。約四百万人というものが被保険者の殆ど健康保険の対象となります。そのことは今日の健康保険と国家公務員並びに地方公務員の共済組合を整備統合しようという考え方の現れであります。かくの如き被保険者の健康保険に對して、一般国民の健康保険はさうなる。つまり商工業の労働者、普通のお店だの町工場のお主人、それから農村における一般農民の人達、これに約四千万人ばかり居るわけがあります。これ等の人達に對しましては国民健康保険という制度が從來から行われておりまして、約十二、三年の歴史を持つて居ります。しかしながら、この国民健康保険の現狀は、

いづれも経営が困難でありまして、ややともすれば崩壊して、制度そのものを廃止してしまはうという前兆が度々なほ少なくないのをごいいます。しかしこれを立直して、自営者の人達と農民の人達を対象とする立派な健康保険をやらせるといふのが、この報告のねらいであります。これに関連して申し上げたいのは、現在の制度では国民の医療費に對しては健康保険に於ても国民健康保険に於いても、国家からは何等の補助はないのであります。政府がやうておられます健康保険におきまして、運営の費用だけを国家が持つておりました。実際患者に罹つたり何かする費用は保険料という形が労働者と地主が半半して出しておりました。したがって国家としては一文も出しておられない。ところが国民病室の原因が日本においては特に病室にあると、われわれは考え居ります。療養所としておきまして居ります。したがつて国家としてこの医療費に對して面倒を見るということが總体的に必要だとするものがあります。かくて、医療費に對し国家が二割國民健康保険については、別に都道府縣が一割を持つていふのが報告における構想でございます。こういうような医療費の国家負担については、日本の国家財政の中からは生み出し得るかどうか。又都道府縣で出し得るかどうかということにつきましては、ある方面では非難を蒙るを持つております。この点につきましては又後で改めて申し上げたいと思つております。

この健康保険に関連して一番問題でありますのは、医療費をどうして払うかという問題であります。現在の健康保険並に国家公務員その他の共済組合におけるお医者さんに対する支払の方式として一番單面方式といふのを採用してゐる。私も健康保険の被保険者であります。早稲田大学という職場の被保険者であります。病室になるとお医者さんに雇う。初診料が――今では何分か拂ひことになりまして、四角、五角が一つ、二角、三角といふことになっておきます。四角、五角が初診料で四十圓内は自分か払います。あとは薬代も診察料も全部健康保険で拂つてくれるのであります。それは直接私のところからは出ませんが、保険料として支払つておいた金がお医者さんのほうに――診療報酬が金庫といふところから拂われるのであります。お医者さんに雇われ、薬師といふら、診察料いくつという初定書を貰つて、それに対して支払をするといふのが普通のやり方です。それと同じやうに、健康保険に於いても薬師といふら診察料いくつというところから明細

二人あるといふ。とあると月額四千円といふ。年金が誰にも貰えるのではありません。取つて今までの月額二千円取つていた人も、八月間あつた人も年金を貰う場合には均一であるといふことになるわけがあります。この二つの制度は実はイギリスのやつております。アメリカでは現行の日本の制度と同じように、年金額は月給に比例するのがあります。勸告案において、年金額を均一とした理由は、イギリスの方式を採用し、社会保険制度は最低生活を保障するのだからといふのであります。ところがイギリスの方式は、一方受ける年金が均一であるのに対し、支拂う保険料も総体均一であります。即ち平等の権利は平等の義務によつてのみ得られるといふのがイギリスの観念であります。ところが我が国の社会保険制度、勸告案によりますと、出す保険料は月給比例の範囲がある。受ける年金の額は絶対平等だといふのであります。これは国民としての納税である。小づからといふと、支拂う保険料も自分の立場の吟味していただきたいと思ひます。と申しますのは、この勸告の内容はいい部分もあるが悪い部分もある。山あるのがあります。もし国民の皆様が納得できなければ、まだ修正の機会はあると思ひます。第一は憲法にこれと規定する場合の修正であります。第二は、この勸告の責任者、つまりある国政の調節をする最高責任者は内閣であります。それと内閣は社会保険に關する関係團體を設けて、今検討中でありまして、審議会が出した勸告案を検討中でありまして、その間国民の意見をきいて修正すべきは修正すると思ひます。それが第一の段階であります。第二は内閣における修正であります。大きな制度や、立法は内閣の問題になります。この社会保険が法案として内閣に提出される時に、議員が一言を投ぜられた参議院の議院の議員に拘りかけ、大いに議論を喚起して国民の望ましい社会保険制度を作らせることでもあります。御承知の通り新憲法におきましては國家の主権は國民にあるのであります。國政の密議機關である國會を離れ國民の意見を反映せしめようといふことは國民から、國民こそ社会保険制度を作る主体である。この社会保険は國家に書いてあるようなお説教と失にえらひひびくとから國民にお下渡ししていただく。ものはなくては、國民の要望によりまして、國民全体の意見を結集して取り上げなければならぬのであります。それだけに國民はきびしい責任をもち、國民全体の決定は、つまり安易な支持で、誰かが持て来るとくるものがある。自分たちは税金だの保険料を出

すことは眞本ごめん人だといふ。その制度は出来た。國民自身が保つなければならぬといふわけがあります。

つぎに國民一般に対する老齢並に疾病の保険につきましては、試案では、将来保険制度に移行するが、当分の間は無拠出年金で、即ちそれかための保険料を出さないで一般の税金によつて賄われる年金。制度をやろうといふわけであつたのであります。ところがこれに對しまして、私は試案の時から絶對反対を述べたのであります。それは無拠出年金はよいが試案のような内容では國政の目的が、即ち試案では七十五才から年金を開始し、しかも月額千円です。その上生活保護法と同じように努力調査をするといふのです。努力調査とは、救済を必要とする程度に努力がないかどうかといふことは民生委員その他の手を経て調査するといふのです。この程度のものであつたら、わがわが新法に作る意味があるかどうか。七十五才にもなつて収入がなくて身寄りがないといふ人ならば、現在でも生活保護法が先手千円以上の補助をしてゐるのに、何もしないで居るものをつける必要がないのではないかと。ところが勸告案の中にも、漸進的無拠出年金の制度は残つて居ります。勸告では年金七十五才に上つてあります。七十五才以上の老人に對しましては月千円の年金を差上げます。但し収入があまりかどうかわり金検査いたしますといふのは必然として條件についているのであります。

この勸告案は、社会保険制度審議会の声明によりますれば總体実行案で直ぐ実行することと改正府と希望して居ります。ところがこの勸告によると、この國民年金については、取敢の金額があるならばこの年金制度が望ましいといふことが書いてあるのがあります。それでは、この年金制度は單なる甘い希望に過ぎないのだから、決して実行案といふことはできません。日本の財政は、常に貧しいのであつて余裕など決してありません。人から財政上余裕があれば望ましいといふのは、おやりになる必要はないといふことになります。次に國家扶助といふ項目であります。これは今日の生活保護法が殆どそのまゝ入つておりますからして、これをまた省略いたします。その次の公費衛生といふ項目におきましては医療施設の充実に重大な置いたことは大要結構であります。このために保健所制度の整備が掲げられて居ります。人々二十者以上の保健所があるという整備をする。それから病院については、人口一万人に三つ、四十人のベッドがあるように整備する。

自動車とアメリカの金とを旅行とを想つていゝものやアメリカの農民の苦あり。日本の財政のことも人口状態はアメリカの生活水準を言へば、極めて低いものがあります。どうせや辛勝でさういふ生活水準において約四千万あります。しかし日本は赤貧の海から、さう高い生活水準をいふといつても六千万といふことがあります。さういふ狭いところへ八千万以上も生存するといふ現状では、今日日本の生活水準以上にはかならず上させることができないのであります。これを毎年、今日のように百五十万も二百万も増える。六、七軍、あるいは七、八年の間に倍増してしまふといふのは、生活保障の如き、病人の夢に過ぎません。何とかしてこれを減少させる。少くも増加を止めなければならぬと思ふが日本人としてどういふ覚悟があるか、どういふ方法を講じているかといふことが私共日本人に対するアメリカ人の異つ同音の嘆息でございます。これに對しまして、昨年中總務省の地産地消の方法が述べられ、國家が之を奨励しているわけではないが、違法でないといふところまで来ていふと申しまして、なかなかアメリカ人は納得してくれないといふ程度のものであります。現在日本においては子供が多いことが、現実には生活窮乏の一つの原因があることは論はありませんが、これがイギリスのように四十、五十万の國民が、しかも殆ど増加がない、だから何とかして人口増加の方策を必要とするといふ時に、児童手当は國民にあらうといふのは理由があるが、今の日本で、生主ことは同様がやつて頂きたい、児童手当は國家からいたしましてさういふのは人口増加に拍車をかけるといふのがわたくしの見方でございます。そこで現実の勸告案の中には児童手当といふものは妥協したものでございます。

さて、その勸告案の線がどれだけの税金を要するかと申しますと、今日の國民所得を三兆七千億乃至八千億と見ると、これが國庫債務では五千億ばかり過小評価である。實際は三兆六千億くらいは國民所得がある筈があるといふことを言つておられますが、ともかく資本におきましては今日では三兆七千億と見て居ります。……この國民所得のうち、勸告の線における社会保障にどれだけの税金を要するかといふと、二千三百九十兆円があります。約二千四百億円があります。即ち國民所得の九割一割弱の税金をこの社会保障に便わなければならないわけがあります。即ち農民であろうと勤人であろうと商人であろうと一千万円の収入があれば九百万円というものを社会保障のために、保険料が税金として別勘定に徴せしめようといふことになるわけがあります。

それから國家財政といたしましては八百八十六億円といふのであります。八百八十六億円といふ税金はどの程度の税金であるかといふと、今年昭和二十五年度の國家財政は六千六百億円となつておりますが、これに對しまして八百八十六億円といふ税金は一分三厘に当ります。即ち國家財政の中の一分三厘といふお金を使ひ、その他に地方財政として百九十九億円といふものの負担が別個にあるのであります。だからこの國家と地方といふものは併せますと約一千百億円といふ財政的負担をこの社会保障制度によつてやるといふのでございます。この國民所得並に國家財政に對する比率はイギリスと同じくらいであります。だからいいではないかといふお考えもあるかも知れませんが、しかしイギリスにおきましては医療は全部無料になつていたり、全國民がハスチングの手帳に對しまして一週五シリングの児童手当が支給されたりしてあります。そして、なお且つ國民所得の一分一、二分にわたつてゐるのであります。日本では國民全株が窮乏でありますから、イギリスと同じ比率の負担をしながら、イギリスよりもはるかに簡單な社会保障にこれをもつことができないといふのが事實であります。ところが現行制度の下において國家財政としてどのくらい負担をしないか、即ち公約扶助、社会保障等に對してどの位の負担をしないかといふと三百五十億円あります。だから社会保障制度をこの初告の線に実施すると、その隙間に國家の財政負担は五百三十億円という増額を覚悟しなければならぬ。ではアメリカではどういふふうになつてゐるかといふと、社会保障のための國家財政の負担といふものが四分の程度であります。日本が現在の制度の下で命令書のサゼンションによりまして社会保障を実施するに當りそれがための國家財政の負担は總額四半に達したと思ひます。即ち五百五十億円といふのが社会保障の費用であり、國家財政が六千六百億円といふことになりますると四分半に當るのであります。それで結局アメリカの社会保障制度に使つてゐる金の國家財政に對する比率と、日本の國家財政における社会保障の金の比率は大体同じようになつてゐるのであります。今まで四分の一、あるいは四分五の國家財政の負担に對し、初告の線では、これが一分三厘に當るの國家財政の負担となるといふのはあまりにも大きな過半数の過半数といふことが一番重要な点であるといふことは考へてゐるのでございます。

なす問題として残りますのは、私共の国民的展望と申しますか、希望持望というものと、財政の現状の
さかしく、いわゆる国民生活の窮乏という事なことを脱み合せてこの報告というものがどの程度表現さ
れるべきであらうかということと共に、もう一つ問題になるのは、さきに司令部から、白水政府に対し
えられた報告と、審議会が行いました報告とは大體において似てはおりますけれども又いろいろの差に
おいて相違もあつたかあります。この相違が日本の現におかれているところの國際的環境におきましてはど
う取扱われるべきであるかということばかり大きな問題があると考へられます。皆様方そういう点につい
て先般御検討の上御希望なり御意見といふものが國民的に結集せられるようにということを、お願ひ、お祈り
いたしまして、私の講演を終りたいと思ひます。

中央婦人指導者講習会

講議録の三

労働者の権利について

—— 福井大学教授 吉妻光俊講述 ——

労働省婦人少年局

はしがき

本書は一九五〇年十一月三十日より三日間にわたり、日本医師会館で開催された中央婦人指導者講習会における諸講師の講義記録です。

講習会は、婦人の関係ある法律や制度について研究し、指導者によって所属団体の方々にも広く傳えて頂くように計画されたもので、その内容は次の五つの法律並びに制度でした。

これを講義題目別に分類して出版いたしました。後面の都合で講義の内容を削減しましたこととご了承の祈りをいたします。

編纂者

講師名

一 関係連合の諸問題

日本関係連合協会理事 山形誠一

二 社会保険制度の方向

早稲田大学教授 末高信

三 労働者の権利について

一ツ橋大学教授 吾妻光俊

四 民法（結婚と相続を中心として）

明治大学教授 立石若枝

五 新教育制度について

お茶の水大学教授 西郷博

一九五〇年二月

目次

一 序	1
二 労働者の権利のなりたち	2
1. 明治時代の労働者の立場	3
2. 労働法のあり方	4
三 労働者はいかなる権利をもつか	5
四 労働者の権利は	6
1. 労働者としての権利	7
2. 労働者としての権利	8
3. 労働者としての権利	9
4. 労働者としての権利	10
5. 労働者としての権利	11
6. 労働者としての権利	12
7. 労働者としての権利	13
8. 労働者としての権利	14
9. 労働者としての権利	15
10. 労働者としての権利	16
11. 労働者としての権利	17
12. 労働者としての権利	18
13. 労働者としての権利	19
14. 労働者としての権利	20
15. 労働者としての権利	21
16. 労働者としての権利	22
17. 労働者としての権利	23
18. 労働者としての権利	24
19. 労働者としての権利	25
20. 労働者としての権利	26
21. 労働者としての権利	27
22. 労働者としての権利	28
23. 労働者としての権利	29
24. 労働者としての権利	30
25. 労働者としての権利	31
26. 労働者としての権利	32
27. 労働者としての権利	33
28. 労働者としての権利	34
29. 労働者としての権利	35
30. 労働者としての権利	36
31. 労働者としての権利	37
32. 労働者としての権利	38
33. 労働者としての権利	39
34. 労働者としての権利	40
35. 労働者としての権利	41
36. 労働者としての権利	42
37. 労働者としての権利	43
38. 労働者としての権利	44
39. 労働者としての権利	45
40. 労働者としての権利	46
41. 労働者としての権利	47
42. 労働者としての権利	48
43. 労働者としての権利	49
44. 労働者としての権利	50
45. 労働者としての権利	51
46. 労働者としての権利	52
47. 労働者としての権利	53
48. 労働者としての権利	54
49. 労働者としての権利	55
50. 労働者としての権利	56
51. 労働者としての権利	57
52. 労働者としての権利	58
53. 労働者としての権利	59
54. 労働者としての権利	60
55. 労働者としての権利	61
56. 労働者としての権利	62
57. 労働者としての権利	63
58. 労働者としての権利	64
59. 労働者としての権利	65
60. 労働者としての権利	66
61. 労働者としての権利	67
62. 労働者としての権利	68
63. 労働者としての権利	69
64. 労働者としての権利	70
65. 労働者としての権利	71
66. 労働者としての権利	72
67. 労働者としての権利	73
68. 労働者としての権利	74
69. 労働者としての権利	75
70. 労働者としての権利	76
71. 労働者としての権利	77
72. 労働者としての権利	78
73. 労働者としての権利	79
74. 労働者としての権利	80
75. 労働者としての権利	81
76. 労働者としての権利	82
77. 労働者としての権利	83
78. 労働者としての権利	84
79. 労働者としての権利	85
80. 労働者としての権利	86
81. 労働者としての権利	87
82. 労働者としての権利	88
83. 労働者としての権利	89
84. 労働者としての権利	90
85. 労働者としての権利	91
86. 労働者としての権利	92
87. 労働者としての権利	93
88. 労働者としての権利	94
89. 労働者としての権利	95
90. 労働者としての権利	96
91. 労働者としての権利	97
92. 労働者としての権利	98
93. 労働者としての権利	99
94. 労働者としての権利	100

質疑応答

労働者の権利について

一ツ橋大学教授

吾妻光俊

一 序

今日のお話の題目は労働者の権利というので、たしか、お手持にいく簡単な読書を推薦してあるはずですが、今日のお話のねらいは、なにも皆さんに現在労働者がどんな権利をもっているか、ことばでいうと、労働法でどんな権利を規定しているか、ということと並べられてお話しするつもりではない。それよりも労働者の権利という言葉を使った場合には、その権利はどうして生まれ、どうして実現されているか、また、それがどういふふうになつていっているか、ということとを、皆さんにお話してみたいと考へて来たわけだ。

二 労働者の権利のなりたち

明治維新以前の労働者、その当時は労働者などという言葉をなかつたのでありませんが、その当時ひとりのとして、ろで働いておつた奉公人の立場を考へてみますと、奉公人の権利などという考へ方は毛頭なかつた。農村で働いてゐる人々、或は都会の小さな仕事場で使われておつた雇人とか持家といつたような人々も、自分達の権利という考へ方は全然もつていなかった。要するに働く人々は雇人なり農家の主人、家長などの言うことをそのまま聞いて、云々たてで命令に従つたという状況で働いていたので、働く人間の権利などという考へ方は全くと無縁な時代には全然なかつたといつてよろしい。今日お話しする労働者の権利という言葉を使いますが、それなれば、こつちの権利がどこから生れて来たか、どうして実現されているか、ということとを、皆さんにお話してみたいと考へて来たわけだ。

で存在し、彼等の意識が完全自覚せず、彼等がすべて人任せに生活をしてゐる。この状態では、其の資本主義生産というものは、必ずしも必要でせよに行き詰るに至るに達しなれ。つまりわれわれの生活が、苦悶われわれが金持として救われる時、自由市場に開放されてゆくのである。然るに國民生活の中の一々一人の生活が、又すべての國民の生活が同時に解放され、同時に自由になることを期して國民生活の解放はあり得ない。

大衆の國民がある社会の下で、その自由を主張されてゐるという状態は、いかなる社会、いかなる時代においても、恐るべき状態であるに違いない。それでは問題は、單に悲劇を勞働者の生活を救うか助けるというところに盡きるのではない。いかにして勞働階級の中に充分な個人意識、俗に言葉で云えば、自分の生活に自分で切り開いてゆくのかという堅持を育てることができるといふところに、勞働問題の解決がかけられてゐると言つても差支えない。

その意味で私は、せまい、偏狭な階級的な対立観に満足することができない。もろろん現実の社会、世界においては資本主義階級の利益と勞働階級の利益とは、決してそのまゝ持つばかりではおいて調和するといふ性質のものではない。現実としてはせめて血みどろの斗争が行われようといふことは否分り得る。

したがつて、それを何となくしに勞働者の頭を振立て、何とかこま化せうといふ堅持で勞働問題が解決できないのは当然のことです。しかし問題は距離から申してゐるうちに、今まで資本主義階級によつて既に獲得せられ自由が、果して勞働階級にまで拡大されるか、はあり、しかもその自由は結局各個人の自覚的意識によつてのみ獲得される。

裁判という非階級的な同質の堅持がなされるに違ひないが、一々権利というものは、いわば各人の自由意識がその源泉になつてゐる。権利の根本、少くとも現代社会における権利の根本は、各人の自覚的意識の上からの基礎の上に立っている。この自覚的意識を欠く権利というものは全く矛盾論に他ならない。

結局権利というものは、各個人によつて獲得せられてゆくべきだ。なるほど、誰と誰とが、この権利を持つ、義務を負うといふことは、法律の條文に書かれてゐるが、それは即ち人間に與えられた権利ではない。むしろ人間が自分の権利を獲得することによつてのみその権利が現われようといふのが、権利というものの非階級的な本質の所在である。

しかし日本では、道徳ながら組合運動その他の面でも、外國の法制がなぞど入り入れられてゐるという關係から、実は國民の中に芽生えた意識に基いて與えらるであらうといふこの権利が、さういふ意識を備えない人間に授け與えられてゐるという現実です。

つまり、戦後勞働組合運動も解放され、勞働者はさまたげなき態度に浴する。勞働基準法によつて雇用手厚い保護を受けることになつたが、これらの勞働者の権利は、決して勞働者が自分の手で勝ちとつてゐるものではない。いかに勞働者の前に救済の光が照らすものになつてゐないといふ事象です。こういう事態は一見非階級的に有難い、勞働者にとつて、自らの力で獲得しなかつたものを人々の手によつて與えらるゝといふことは迷ひ有難いように見えますが、しかしこれほど実は勞働者を毒するものはない。むしろ、アメリカなどからみれば、日本の勞働組合運動は非常に未熟な状態にある。

又勞働者の生活は遙かに悲惨な状態にある。アメリカ人から見て正しい水準に引上げられぬ法規を制定させ、勞働組合運動はかくあるべしといふことを法律の條文に盛りこませて、日本の勞働運動を教育し、日本の勞働者を欧米並の水準にまで生活を保険しようと思ふことは無理のないことではしよう。しかしそのことは実は場合によつては、結局日本の勞働階級の中に、眞に自分の力で自分の権利を勝ち取るという堅持を阻止する危険もあるのです。

一口に勞働組合運動といふますけれどもその道は決して坦々たるものではない。勞働階級の過去に於いては歴史、ことに組合運動の歩いた歴史のあとを省みますと、文字通り其の道と言つて差支えない。ここにアメリカの勞働組合運動の歴史等を隈めますと、教員耳に亘つて彼等は法律によつて彈圧を受けながら、それをはね返してね返して今日の強大な社会的勢力にまで成長してゐる。又、それだけにはアメリカの勞働組合運動は足の地についた、いわば自分の獲得したものであつて資本家と対抗し、資本家と斗争しようという態度に到つてゐるわけだ。

ところが、日本の勞働階級は、果して現在の法律制度を、ことに憲法三十七條、三十八條の規定によつて

保障された労働基本権を自分の手によつて獲得したであらうか。いや、私は残念なからそう考えることはできない。むしろいふべきは、外から與えられた権利であるといふことが言われなければならないと思ふ。ところが、外から與えられた権利という概念は、實は権利の概念に矛盾する考えではない。力強い人程もきいまいたように、あつちの個人の権利といふものは決して國家がそれを與え、守つてくれるから権利があるといふものではない。

だから、新しい民法によつて女性の地位は向上したが、それが果して女性の精神的自立、社会的努力によつて獲得されたかといふところに新しい民法改正の中心向處がある。同じ意味において、この新しい憲法その他労働組合等の法律によつて労働者に與えられた権利が果して労働階級によつて、眞にその力によつて獲得されたであらうかといふところに同じ問題があるわけだ。

そこで、私は常に労働組合に対してこのように注文を出すのですが、労働組合は何かというと、憲法はどうしか、ホッパム宣言はどうといふことを言つてゐる。そういう法理論を心得て思ひいふことはない。いや、心得てゐるに越したことはないでしょう。しかし、私が労働階級に要求したいことは、昔から法文上の知識とか、あるいはそれと兼つて裁判所で訴訟を有利に導くといふことではない、むしろ労働者に対して、どこに労働組合の幹部に対して率に要求することは、専らその組合員個人々々、労働者個人々々に——何と云いますか、庇護の言葉を使いますと、自分の生涯を自分で切り廻してゆくといふ意識を養成させることである。今までの労働組合の幹部は結局組合大衆の意識を構わずに、自分達の手で組合大衆を動かすつて斗争をやつて、その斗争によつて労働階級を最も得るに當つてゐると思ふ。

しかし、これは全くの誤りで、結局日本の労働組合運動の將來が希望に落ちるものである。それとちよこには非常に大きな危険、障礙が待ち構えてゐる。この問題に感えるためには、結局私は、労働者大衆の意識の中に、果して充分な権利の意識、つまり、自由意志こそはわれわれの生涯を切り廻してゆく根本原則であるといふ覺悟を持つてゐるか、この意識が労働組合員にまで徹底してゐるかといふことが、最も珍味に、われわれはならないと思ふのです。

せうかと云つて私は、現在の日本の労働組合運動にすべてを期待してゐるわけではないし、それには、彼等

の権利は長中短えられた権利であるといふ思惟が存在してゐる。このことを認めざるを得ないが、せういふ意識を労働大衆の中に養つてゆくといふことが現在非常に近視眼にある労働組合運動をすべき最大の仕事ではないかと思ひます。

もう一つこの問題は、單に賃金斗争とか、敵切り反対斗争といつて斗争面ばかりあるのではなくて、むしろ労働者の日常生活、経済生活の面から文化生活その他各方面の生活において、労働者が自分の力でどういつて社会的権利の意識を向上させてゆくことができるか、といふところに日本の労働組合運動の將來がかけてゐると私は考へるわけでありませう。

今日のお話の題目が「労働者の権利」といふので、皆さん或はわれわれから、労働者の権利にはどんなものがあるか、その内容はどうかであるかといふ詳細な話をきかれるつもりであつたかも知れませんが、要するに労働者の権利という意識、これを養成することこそは労働問題解決の鍵である、といふことが皆さんに納得していただけるのは私の最大の目的は達せられたと思へます。

われわれ國民全体として、又國家としても、労働者の意識をいかにして育てあげて行くかといふことは問題の中心にある。最近の情勢の下に労働組合に対していろいろと指導がましいことが行われおられますけれども、結局彼等の間にせういつて自分の仕事を自分でするといふ精神を培養するための手掛りを用意するといふことが仕事の本体なのではないか、と考へてゐるのです。

彼等が向に自然に井生えてくるであらうとこの権利の意識に対して、その進歩べき道を定めぬかとするといふことが國民全体の義務であり、日本の經濟の將來が果してこの敗戦後の状態から速直つて、世界經濟の中に自己を主張できるであらうかと云ふ問題の解決にも資するであらうと考へております。これで私のお話を終りたいと思ひます。

問、労働基準法に基づきまして、小さいお子さんが働くというところ、よく、未亡人や何かで、困っている方のお子さんか、小さい商店等に雇われるというところは、法律を適用しているから保障がございませうか、こういうことは何とお考えでございませうか。

答、これは法律家としてはハッキリしているもので、法律ではどうにもないんというところですね。どうも労働基準法の立場からゆきまして、ここを大目に見るということではできないわけですね。

問、今度のレッド・パージが行われて、相当組合が弱くなっている。このレッド・パージも、我々切實にそれと、同調者として認められて、徹底的に、すると、組合運動は活発に動いただけで徹切られるというところになると、組合幹部になる人が少い、すると、経費者が労働組合の運動の発展を促さるといふことになると、先ほどお考えになりますか。

答、今度の問題で、理屈の上では共産黨員が対象となつていますが、でも実際には同調者が問題の中心になりますね。そういう意味で、いざという場合には裁判所の問題となつたり、あるいは労働委員会の持ち込まれるわけですが、労働委員会が立場としては、経費者がどう言つたからいわずに同調者をいふことには考えない。その場合は実質を判断して、若し組合運動の周に徹切られたいならば彼らとせよという方法をとりわけです。しかし現在の裁判所のやり方を思ますと、ことごとく同調者の場合が問題ですが、あつた場合には同調者という名前を付けて割合に簡単に片付けられている。

われわれの考えはそういう行き方は間違っている。われわれとしてはそういう方針で進んでおります。もう一つ、同調者というのはいくつかの要素で言わなければならない。これ又必ずしも問題です。ただ私としては共産黨員も含めてこう言っている。つまり、組合運動の首脳が収束の面で、非常に現場の秩序を乱している。このことがあればその点で徹底的にやるのは仕方がない。

そうでない限りは、徹切りを禁めるといふことは、結構な苦いような労働組合運動を準備させる結果になる。これは日本の労働組合運動というものは昔から左傾的傾向が強いので、徹切としての運動は、

組合員としての活動というものがハッキリと区別できないものになつていふ。その意味からいって、共産黨員、同調者というだけ徹切するという方向の方針は間違っていると思ふ。共産黨員と徹切、現場秩序に非難、害を及ぼすという徹切をやるのが正しい労働組合運動を助ける所の必要はない。いやないかと考えます。

問、労働基準法によつて年少者の労働時間が定められておりますので、働く側になつて見ますと一寸面倒なところがある。新制中卒を養える親十五才以下の子供が労働が安易にできると聞くと、これには社会問題と思ひますが、どうすると、親連に与りますと、非常に厄介な法律かと思ふように思ふんです。

答、そういう問題は、現在の労働基準法の定めてある水準が果して日本の実情に照していかう問題に照してあるので、あつた面でもそういう面から問題になるわけですね。

先程お話し申し上げたけれども、必要をなしにしては特に禁じている問題は労働基準法上どうも二つはできない。ただ基準監督署というようにところがある。そういう労働組合の組織の上になつて、あつた法律は後退させるというところは基準監督署があるもので、これは認めない。

つまりあの法律は罰則がついていますから、罰則の適用をその実情と照み合してある程度手控えるといふことで問題を解決するより他に方法がないと考へております。

つまり、実際には、根本問題の解決は社会機構全体の問題で、おそれなくて解決できない。おそれるものは、適宜にそれと、人々を罰して抑えるという運動になつておりますが、その辺の苦心である程度緩和するといふことも考えられない。

問、内政と労働問題というものを、先生、どうお考えでしょうか。アルバイトに足りませんけれども家庭でやる内政です。内政は労働として認められないんですか。

答、基準法の問題ですね。

問、はあ。

答、自分の家で内政をやつてゐる場合は労働法上の問題にはならない。ただ外国あたりでは、家庭の労働という

るのだから、特別の考慮を必要とするというわけだ。一般労働者との関係もあり、資金問題等にも関係が
ついている。従つて、それはそれとして特別の法制定その問題を扱うという態度をとっている。こ
もある。つまり、労働法の適用されるのは、人を使つて働いている場合だけだから、そういう意味
でも内職は労働問題にはならない。

これは別に法制定を待たず解決しなければならぬが、日本にはない。
引続き家庭の内職についてでございまして、これは労働という方面からではなく、むしろ金銭的
問題として内職の資金というものは非常に不合理のような感じがございます。唯今のところは大概の家
庭が内職によつて生活しておりますが、その資金は送り入りの資金ですが、それによつて出来上つた
品物は、例えば遊花にしても、日本の輸出の上には大きな力を持つていて、外貨獲得の使命を果して
いる。

要するにさつき申し上げたように、家内労働法というものを作つて統制する法規が必要だといふことは、わ
れわれも断々——例えば労働基準委員会あたりでもさういふことは問題としておりますが、まことに
までの量びに至らないのが現状です。

答（田中調長）内職の問題が奥山でありますが、何等の考慮も払われてない。と。いふことは一寸御説明し
た。いふことが、内職に従事している女の人が多いので、前から婦人少年労働法に適用されておりました。今
旦、家内労働の実態調査を全国に何件かとりまして行つております。それから、婦人少年労働法でなく
基準法の方でも、最低賃金法を作つておけば内職に切り崩されて行くので、内職者の法規が必要だ。
そこで、外国にも家内労働法がございまして、日本でも必要だといふ趣意から実態調査を行つて、例
えば、草花、遊花、玩具、綿物、しほり等、全国の実態を把握して法律を作る基礎にする準備にとりか
かつております。

全国で、婦人問題でいつもこの問題を問われますので、皆さんがさういふ法規が必要だといふことを、
声を大きくされるのが何所の仕事を促進することでありまして、さういふ事をめづめて頂くことが大
きなることになると思ひます。

問、女子でなければできないという仕事の場合には問題が少しは起きますが、例えば生理休暇を頂くことがで
きるとき、休日に出動すればいけないというところになつて、結局そこを居ることが不利になつてくる。
それで締め付けるとは男の人が入つてくる。

答えてみますと、私達は有利なことを作つて頂きまして、花井さんも、却つてその爲に面白くないような気
持がいたします。例えば日産のような内職が出ますと、女子が相談して彼を休めて待つて来いと云われ
ますけれども、さういふような事情をお察しの方がどう考へておられるか、それを待つて来る際には女子の立場が決めら
れる。

答（田中調長）基準法が女子の職場を定めるといふことは言われまして、基準法は労働者の最低
の條件を基準にしてもの定むといふことで、これを撤回するといふことは全面的に労働者の権利を縮小し
て行くことになる。ことに日本では、働く人の権利が弱く、アメリカのような國では相当団体交渉が
強いから、法規で制定している以上のことをめづるが、日本のような國では、法律で高いところを
つておきませんと、それより下の中下の中とする傾向がある。

その意味では折角獲得した基準法の権利は、どこまでも守つておきたいと思ふ。労働者としては、それ
改正するといふ意図は全無持つていないわけにございします。
それが女子の職場を縮小するかどうかといふことは、よくさういふことを口実として言われる。実
際には、女子の職場についている人の数は減つておりません。年々増えている。

又、外國などの例をみても、労働法が適用することと、女子の職場に進出してゆく数を見ますと、概
して進んでいくといふところはない。毎年増えているから、基本的にはそれはいまのまゝであ
る分進んでいくべき権利と見られます。

答、雇用のように、雇用の改善をしなければならぬ。とくに、戦時中膨張したところでは、戦後の戦り
ました。これは基準法の適用というところでは、改善の必要がある。深望の改善をするという仕事は、戦後の戦り
からゆくりと改善が起るものがある。さういふ間の改善が起つても、又それを進んだものに適用する。

かうことが得えられますので、是非試成女子の地位を扶め生かしてあげます。

それと安定した財を、学校関係で、校の職場で仕事をした方がいいです。学校はそういう状況で、ざいしますので、こういうことが方々の細身に趣つて来ると大きな肉體がと厚い。秋はそれをおう少、貧乏で男子の方々がどういう夢を降つて貰ふことができてこれは解決つくと思ひます。

答（吾輩講師）もう一つは、せういう図彙は男子の道辭と云ひますけれども、組合組織の中で眞鍮の取組をして、組合として男子も女子も一緒になつて働きの付てゆくというのでないと、力が弱いと思ひます。

19

中央婦人指導者講習会

講義録の四

民法（結婚・相続を中心として）

—— 明治大学法律部 女子部 教授 ——

労働省婦人少年局

16 14 12 11 9 9 8 6 5 4 3

とを世間から排除せしめるが当然で、それと結婚の自由ということとは相容れず、その為には或る男女が結婚してゐるからいけないかということに國家に知らせておくことは必要で、これは市民生活を遂げる上から當り前のことであります。そういうことと、それから結婚の自由ということとをゴツギヤにさせることが出来ない。

三、届出の必要性

結婚の届出は今後もますます大切で、いいいますのは、結婚の届出がしてありますとほじめて法律上有効な離婚もできます。結婚の届出がしてなければ、いよいよ別れるという場合に別れようが法律上はなにかいけません。別れたことを法律上ハッキリとす為には結婚していたことがまずハッキリしてなければならぬ。どうして別れたことをハッキリとす必要があるかと云へば、気分の上で気が付かハッキリ清算されなければならぬ。付けないというふうな口マンチツクなことばかりでなく、そういう気持の清算は結婚の届に出た後でないと出来ない。かういふふうなことでハッキリできるかも知れませんが、しかし、結婚した後は純情でも、いろいろなことになつて別れる時は氣にいらぬことになつて居り、結局財産問題ということになつて参ります。

今度の民法は女の人の財産よりは大變有利になつた。有利になつたけれども、結婚届がしてないと正式な離婚手續も出来ないわけですから折角法律が妻の爲に認めてくれたその有利な恩恵にも浴しないわけですから。あんまり結婚する時にはお互い同志好き合つた中で将来別れるというふうなことは考へてもみられないかも知れませんが、しかし、いふ場合のことも考へておくことは大切でありましょう。ものはハッキリ付けじめをつけ、又社會に對しても、甲という男と乙という女が夫婦かどうかということは社會全部が利害關係を持つてです。それと、それと云つて申上げたように、結婚の届出をしなければならぬというところは結婚の自由とはまた別個の問題として深く注意すべきことなのであります。さらに結婚する場合に届出という形式的要件のほかにはいろいろの實質的な要件が必要とされます。デキストにもありますように、男子十八歳、女子十六歳以上でなければ結婚届を出しても受理して貰へないとか、あまり近い親類同志では結婚は許されません、例えばいとこ同士のほうが叔父と姪といふような関係では結婚をしないとかいふようなことが定められてゐます。

結婚届の「新生」とは、たしか叔父と姪との間の事情の向順を無視した小説的なことを思いますが、戸籍事務を取扱う人は、これはおじと姪ではない、というようにことを結婚届の書面の上で眼を通して、これを形式審査と言いますが、中味まで立受つて審査する権限はないけれど、一応要件が具備されてゐるかどうかを審査する権限はあります。一応を眼を通して、書式が揃つてゐる要件がそなわつてゐるということではじめて結婚届を受けとるのであります。

ところがいろいろな行を違ひで参つて、そういう要件が揃わないのは結婚届が受理された場合には、例えは結婚年令が足りないとか、いとこ同志よりもつと近い親類の結婚であつたとか、まだ二十歳に達してないのに親類の同意を得ないでした結婚で、親のハンコがなかつたといふような場合にはその取消を本人は自身からまた親や親族から、または検察官から裁判所に請求することが出来ます。

そのほか結婚の實質的條件と云へてゐるものは、既婚者がある者は重婚して結婚することができないという規定もあります。重婚がいけないことはもちろんのこと、重婚罪として刑法上の罪にさへなおります。

又、再婚について云へば、前婚の解消又は取消の日から六ヶ月を経過した後になければ、再婚をすることが出来ないという規定もあります。女の人が再婚する場合に、六ヶ月の間をおかなければ結婚届を受理してくれません。しかし「女は」ではありませんから、何か新憲法の男で平等に及するようですが、それは再婚してすぐ子供が出来た場合は、前の結婚と今度の結婚とがあまり近接してゐると、うまれたい子が前の夫の子であるか後の夫の子であるかハッキリしないことがあり得るからそれで六ヶ月の期間をおくだけの話であります。お産をするのは女のほうでありますから、女だけは前の夫の死んだ後まだ前の夫と別れた後六ヶ月は再婚を延ばさなければならぬという次第なのであります。

しかし實際は結婚届の届出を受理しないだけの話でそれ以前に實際上の結婚をしていけば、そうして子供が生まれてしまえば、もはや少くとも法律上はその子の父はハッキリしなくなつておわけて、そうなることは親子關係のほうの親族の範圍に属しますが、とにかくこういうデリケートなことは御本人にきいてもらひ、あるいは自分の子供でないことを証明せしめなければならぬ。場合によつては意地悪く、「自分の子供だ」と主張せしめよう。

が、夫は自分の財産を自分の手元で管理する権利があるので、これを妻は許さなければならぬ。どうも勝手にはできない。これは従来と同じで、従来妻は、妻の専横になつていて財産を夫に勝手に取られたり、新法ではどういふことが許されるか、これは當然すぎる改正であつて男の人が心配することは金銭なかつたわけでありませう。

1. 生活費の分担

そこで、先づ順序として、デキストの現出しを述べ最後のところを讀みます。可生活費の分担、従来生活費は夫が負担し妻は養われるものとなつていました。現法は夫婦がそれぞれの能力に応じて負担することになつています。

今申し上りましたように旧法では、妻の持ち家であつても夫が勝手に質し、その家賃をふとろにしようとした。これはあまりに不適当なものでしたが、それに対応する規定はやはりあつたので、旧法では結婚生活の費用は夫の負担ということになつていました。

しかし新法では、結婚生活から生ずるいろいろな費用は夫と妻が分担するもの、といふ規定が設けられてあります。ですから、今までは夫に依存してればよかつた、夫の財布だけにあつてはよかつた。しかし今後は妻も同じように責任をもち夫から養つてもらうというような卑屈な考えからは捨て去るべきです。特に「日常の家事については夫も妻も連帯の責任を負う」といふ規定があります。毛皮の外套を買うのは日常の家事ではありませんか、自分で三越に行つて買つて来て夫にも連帯の責任を負わせることはできません。

自分選や子供達の普級着類、着類の衣具、とん類を買つたりお米を買つたりパンを買つたり味噌醤油を買つたりといふ日常家事に對しては、夫婦連帯の責任を負う状態から請求書が来れば、夫が支払ふべきです。これは妻は知りませんよでは済まない、自分の借金から出さなければならぬ。

しかしまた結婚生活から生ずる一切の費用は夫と妻の分担となつていても夫が月給八千円の月給額を拂つて歸るならば、妻もやはり外で働いて八千円の月給額を家賃に入れないか、といふことはないのであつて、妻するに家計の全額を夫に任せればよく、月給額を家賃に入れないか、といふことはないのであつて、何も妻が外に稼がないと行つて月給額をいふ形にしないで、夫が八千円の月給額を拂ひて来れば

のは妻が家で家事労働にいらして、妻の責任をなかつてゐるから、といふので、妻も外に働いていなければならぬ。これは従来からのものであつたので、ただ従来は家事労働の価値というものがほとんど認められず、世に評価されがたで、夫の月給額の八千円は、まるまる夫だけのかせぎのように考えられ、そこで夫だけが妻を養つてゐる、夫だけがえらい、といふ風に夫のみならず妻自身も考え、いやがうえにも妻らしい女は卑屈になつていたきらいが少なくなつたと思ひます。

2. 離婚原因の平等

次に可離婚原因の平等に關しましう。従来貞操義務も妻の方におもく、妻の専横だけが離婚の原因となつていました。現法は妻の方から夫が不貞な行為をすれば離婚を請求することができ、これはこれと妻の地位が確立された重要な改正で今までの法律では、妻が夫以外の者と三角関係になれば夫はそれを理由にして離婚することができたが、夫の不貞行為は天下御免で、二子を持つてゐる夫から別れたいと妻が思つても、夫が不貞な行為をいふと言つていゝゆる協議離婚の届書に判を押さない限りは、つまり夫が勝手には花でやつて行こうと思つて、二号とも別れないが、お前も可愛いと云つて判を押してくれなければいゝから別れたいと妻は訴すがなかつた。

裁判所に訴えて夫から別れるという手をつたがなくて、二号があつたと三号があつたと妻はやはり妻でいなければならなかつたが、今度はとれなく不貞な行為が夫にあり、しかも夫が協議離婚という協議な処置をとつてくれないでどうしても別れないといふならば、裁判所に訴えて別れることができるように妻はなつたのであります。

3. 財産の分賦

しかも別れることになればその次の可財産の分賦に關する規定で、離婚する妻の立場はつとこれまでより有利になりました。従来離婚の場合、妻は無一文でおい出されたり又は極くわずかの手切金を貰うだけでしたが、現在は相當な財産を分けて貰う裁判があります。

今までは、別れるとすると妻は無一文でいつも追ひ出るといふ覺悟をしなければならなかつた。今までは、別れるとすると妻は無一文でいつも追ひ出るといふ覺悟をしなければならなかつた。

今までは、別れるとすると妻は無一文でいつも追ひ出るといふ覺悟をしなければならなかつた。

今までは、別れるとすると妻は無一文でいつも追ひ出るといふ覺悟をしなければならなかつた。

今までは、別れるとすると妻は無一文でいつも追ひ出るといふ覺悟をしなければならなかつた。

今までは、別れるとすると妻は無一文でいつも追ひ出るといふ覺悟をしなければならなかつた。

というものを、お恵みで貰うやういふことをしたのが、今度は相當な財産を、お恵みではなく権利として貰える。権利というのは、法律上当然垂に得べきものだから主張することのできるものであつて、相手のお恵みに不足するわけでは決してない。永年夫婦として連れ添つて、そのよしみで貰うというやうな生活のいふものでもない。当然の権利なのであります。

突は法律の規定に書かれてゐる附屬分典といふ字がよくないもので分を興えるときは三つといふが實に一つは連れ添つたよしみで興えるという觀念を措かなくてはすかそうではない。

そこで、では蹴れるに際してどういう點が妻のものといふと、先づ妻の金銀長持、着物などとき持ち込んでいたという場合ならばそれは皆妻の所有物だから、別れるとき妻はそれを携つて行くことが

できる。要するに二人が別れたはおたつて二人の各々が別居して居る状態の清算の材料がなければならぬ。会社社が解散する場合と同じことだと思ふ。是と財産関係清算して妻の財産を妻が持つて行くのは決して介

ていたから夫が八千円の月給額を得つて来られて、八千円から貯金をするのは無理でしようけれども、まあ

事が我輩牛元のやりくり算段で月ト五百円するまで計額金に止る。野合や不正行為の
るひらば、夫の名義で借金之れていとも、老の二方内の半は日妻の働きの程から当然奉のものであつ

たゞ、夫がすごい実業家で年收數百万あるとか、まあな芸術家で色紙一枚が何十万もするとか朝日文化賞で

單なる凡人にすぎない毒のものと考へるわけにはいかなりでしょう。

考へないでしよう。
 男の人にもピンが
 ありまうから。大
 体乙ういう生

をやるにはどの位費用がかかるか、そして必要な女中などではとてむやれなところを妻がクルクル一人
ずつをためどれくわい財金がいふていふか、その辺を考慮した上で、妻の幼きによつて出来たと想われ

分の財金は、夫名義の通帳からでもおろして妻が持つて行ける。

しかし貯金は常に必ず半分わけとは一概にいえない。貯金通帳が二万四千圓の現金目おとしく一千万円が相当でしようか、時に数するとか数百万とか数千万円の財産で、しかもそれが夫の特長技能によるという

ような場合まで事が必ず半金というのはおかしい。それヶ片また賄ふなど一文せない場合、所が片ないからふれないと言つて夫はケロリとすましていられるかというのと、そういうものでありまして、大の

ほうはとにかく明日からまた会社で一月勤めれば八十円になる。どころか毒のほうは大に赤字裏して苦し
家計のやりくりをし、いくらやりくりしても一銭の財金すらもできなかったという場合であるならば、精進

の妻にちなけりきとせしむるの分はけは持来夫は月給が以て天引きしてで名簿本の形でなくすしに掛つて行くべきです。このように財産分岐の調査はいろいろな問題を含んでゐる規定で家裁裁判所でもこれが一番よく

の問題を提供するのではないかと思いますが、とにかく以上のような考えがたゞ餘剰なものにはないと思えます。

次に、親権は共同になりまし。可——從來子供に対する親としての権利も、母親は父親のあとま

わしはこれ、親族会からの御意をうけたりして、女子は親として世信用をなすべく、お嫁をなすべくといふものは廃止されることになりましたし、現在母親は父親と同格であり、親族も共同で行います。以上。

旧法では、父母が離婚すると子はたいてい父の同姓に服し、住所も父一帯のものとなる。女子は結婚して夫の家に入る者である子とは親子の縁を切つたものと同然の取り扱いを法律上受けて、もとより婿家に残した子の親戚者としての地位は、養育する義務がある。従って養育費は父と母との共同責任である。

なるを以て思ひ及ばないとしてありまじし新法では、新する所有限なり。新法を以てし、たゞの

らが親族者になるかを協議で定め、協議がまとまらなければ家庭裁判所が定めてくれますから、母のほうで

また結婚屈を出してない商朝で子供がうまれますと、その子供は法府でいわける輸出でない子であつて、

法條上は父子關係を認めたる石にてなした手です。至親上の父を殺した者は、至親上の父を殺したと見做すといふのであります。そこでではじめて父子關係があつた之と見做さる。と同時に旧法ではこの場合をやはり、子は父の

「家」の者となつてしまふため、父と法律上の關係をしていないので父の「家」の者ではない母とは一切の縁が切れたやうな状態になつてしまつて、もろく親戚者には父がなつた。

それを新法は改め、こういう場合依然として母は子の親戚者であることができ、おなじ父母の關係で父を親戚者に求めたときだけ父が親戚を行うものとした。

5 妻の氏

次に「妻の氏」について。—— 従来妻は夫にあらわれた（というよりも夫の「家」にあらわれた）ので、夫の姓（というよりも、旧法当時の觀念では夫の「家」の名）を名のりました。現在はその觀念の合意で結婚するのですから、どちらの姓（つまり新法の考えからでは「家」の名ではなく「個人名」）を名のつてもよいのです。夫が死んだ場合に母との姓に於けるのも自由です。

これは實際問題としては簡単ですけれども思想的には重大で今までは田中「家」の人間ということが大體でありましたが、これからは花子という一個の人間、個人だけが大切なので、それが主體です。

民主國家というのとは國民の一人々々が主體者であり主權者であるという建前なので、花子も主體者である。「太郎」が主體である。「山田」とか「田中」とかはむしろつけたりでこれからの「氏」は今までの家名とはまるで觀念の違つたものです。個人個人を区別するだけの時が名であつて、どの「家」に属する者であるかというよなことを区別するものではない。同じ「田中太郎」にしても、旧法の家族制度時代には、それは田中という「家」に属する者である太郎ということをあらわし、しかも田中という「家」に属する者ということが當時は非常な重大な意味をもつていたのでしたが、民主革命後の新法時代には逆りましては、「田中太郎」は誰か一個の田中太郎という人間を示すにすぎないのであつて、事項は一見簡単ですが、思想的には非常な重大な変遷に裏付けられているわけです。

しかし實際の問題としては大したことはないと思ひます。なぜお母さんが田中であつてお父さんが山田だといふ場合ならば、その夫婦は法律上正式の結婚をしていないことは明かで、そういうお母さんから生れた子供がお母さんの名前の田中を名乗つてゐることがあるが、するとそれは私生児だといふことが旧法では一層顯然で自身の恥い思ひをした。そしてそういう場合旧法では先きほど申しましたやうに父親が認知之すれば

認知之れば子は父親の「家」の者になつて、父の「家」の名である山田という名をその子も名乗るゝとなつて、そのやうに子が父と同じ「家」に属する場合だけ、子は父の親戚者となつてもらつて父から生れた子供は有養を出してもやうなことができたのでしたが、今度新法は、「家」が同じでなければ親は子供の親戚者になれないといふ馬鹿馬鹿しいことをなくしましたから父親が認知した後も母親と同じく母親が親戚者になつていてもよろしいけれど、あるいは父親に認知してもらい親戚者になつてもらつて、しかも子供の苗字は今ままで通り母親の苗字であつてもいいし、父親の苗字にvarietyすればそれは父親の苗字であるといふことによつて私生児であるとか私生児でないとかがわかるというやうな滑稽なことはなくなつた。非常な自由になつた。

それからまた夫に死なれた場合には、元の娘婿代の苗字に変わるといふことは、夫の親兄弟との間のいわゆる姻族關係、これを新法では縁は、切りたいと思へば切ること、切らないでおくことも、自由にできるやうになりまして、しかし切つたから娘婿代の苗字に変わったの、とか、娘婿代の苗字に変わらないのは姻族關係を切つていないためのめなの、とか、いふことは全然なくなりまして。

死んだ夫の親兄弟との間の姻族關係を知れば、そういう人間との間に相互に同志義務を課するといふことも絶對になくなります。そこで姻族關係は切つて、秋葉義孝からは死なれ、しかもお母さんが死んだ夫の苗字を名乗つていてもちつとも構わないし、娘婿代の苗字には変つたが姻族關係は切らないといふのでも構わない。ただ結婚すれば夫と妻は別々の姓を名乗つてはいけなく、といふことがありますから、夫に死なれた娘別の男の人と再婚しますとその男の人とは同じ苗字を名乗るなければなりません。

けれどもその第二の夫が、「お前は谷桃子」といふ名を虎子出しの素直しいバレリーナであるから、それを私のケチ山田といふ苗字に変えさせるのはならぬ」といふのであれば今まで通り谷といふ苗字を名乗つて、しかもその谷が死んだ夫の苗字であつても別れた夫の苗字であつてもちつとも構わない。

四、相続の平等

夫婦の問題はさういふにして、その次は親子の利益の保護といふところでは主として親子の問題です。

の係はし、次の相続の平等というところを適用することになります。

可決者は家督相続という制度が、家督相続の廃止として長男一人だけがその「家」をつつと、同様に家の財産を全部相続することになつてしまつたが、家督相続の廃止とともに相続は財産相続だけになり、

した。そして個人の平等をもととして新しい相続の規則がつくられた。そこで可相続人も可——

従来は相続人は只一人でしのが現存は次のような順序で次の子供が一人も一様に相続人になります。

可第一順位は「子供」と配偶者であり、すなわち死んだ人の子供があり、配偶者も残されたという場

合で、夫もしくは妻に死なれて妻もしくは夫と子供とが残つたとなると、妻が三分の一、相続して、

子供が三分の二を相続する。子供が一人いなければ十人が男女長幼の別なしに三分の二を平等に分ける。だが子

供が十人いようが一人であろうが妻は三分の一、三十万円の遺産ならば必ず妻には十万円ということになります。

す。子供達をけいて配偶者がいなければ、子供達をけいて父親もしくは母親の遺産三十万全額を平等に相

続します。それから子供がいなければ「可第二順位」になつてきます。すなわち可親と配偶者が相続する

ことになります。この場合は夫もしくは妻の遺産を妻もしくは夫が二分の一、親が二分の一の割合

で相続しますから、夫の両親がまだ揃つて健在であるならば、例えば四十万円の遺産であると妻が二十万円

父親母親が残り二十万円を平等に十万円ずつということになります。

この場合に妻もいないで両親だけがいれば、四十万円を父親二十万円母親二十万円、妻とそれから夫の父

母がどちらか片親だけがいれば、妻二十万円片親二十万円。父も母もいない、どうして兄弟姉妹がいるという

場合は「可第三順位」で、この場合は妻が三分の二、残り三分の一を兄弟姉妹が平等に相続します。

だから夫の遺産が三十万円なら二十万円は妻が相続して、あとの十万円を兄弟二人なら十万円ずつ分ける。

この場合も、妻がいなければ兄弟姉妹だけ平等に相続する。やはりこれは、男のきょうだいと女のきょう

だいを差別しないで、男のきょうだいが女のきょうだいに優先しただけが、今度は兄弟姉妹としても男

は平等になつたわけです。最後は夫の兄弟姉妹もいない場合は夫の遺産の全部を妻が相続できます。

ただし以上申し上げたことは別に遺言がなかつた場合でありまして、例えば「自分には三十万円財産があるが

それは全部医師会に寄付したい」とか、「男のきょうだいの一人をすべて寄附したい」とかいう遺言書が現

れなるとしますと、法律で定められた相続の順序は、すなわち子供と配偶者、または配偶者は、いなくて子供だけ、は三十万円の中の半分までは決定の相続人、自分達に遺言分として残してほしいと主張して、医師会なり個人なり年少局なりから返してもしも父の権利を待つてゐる。

また第二順位の相続人（すなわち親と配偶者、または親だけ）は、三分の一を主張できます。しかし第三順位の兄弟姉妹は、この権利はありません。

それから嫡出でない子（すなわち父母が正式の結婚届を出していない場合の子）は嫡出子（すなわち父母がちゃんと結婚届を出している場合の子）の半分の割合でしか相続できません。

ですから結婚届はたい離縁の時の問題になるばかりでなく、子供のことは非常に影響してくる、離婚届が出してない間柄の子供で、例えば本妻の子供でなくてお妾の子供で、夫が認知して自分の子供であると認め

子供は、しかしなおかつ本妻の子供の半分しか相続できないのでありまして、遺言分も半分しかない。

それからもう一つ、父親か母親が違ふきょうだい、すなわち異父きょうだいまたは異母きょうだいも、父

母を同じくするきょうだいの半分しか相続分も遺言分もありません。例えば妻が死ぬなり離婚なりして後妻

が来たという場合、今度の民法では従来のように作り事はしないことになりましたから後妻と先妻の子供との

間には本当の血のつながつた親子ではないのに親子関係があるものと法律が作り事をすることも止めてあり

ます。そして夫と先妻との間に子供Aがいて後妻との間に子供Bがいて、子供Cができたとして、そうして先妻の

子供Aが死んだとしますと、Aの遺産はAの子供と妻が、子供がいなければ親と妻が、親がいなければきょうだいと妻が相続することになります。

いま話を簡単にするために妻もいなく夫と假定して、Aの遺産四十万円をAのきょうだい三人すなわちB、C、Dが相続します。この場合AはとつてBは父も母も同じくするきょうだいですが、CとDとは、父だけか同じで母は異なるきょうだいすなわち異母きょうだいです。

そこでC、DはBの半分だけしかAの遺産を相続できません。つまりBは二十万円、CとDとは十万円ずつ相続するわけです。

こととで相續する

部船着してゐるというのでしようか

勿れ著して、いたゞく所あるてしむるに
 今、おかしき事あり、

でも一方、法の上でも事でもないというところには、私は非難に可成さうがありません。

羽澤に區體を拓つてきてゐるわけでありませう。

はり代理相續の権利がございますか

財産の代りに負債を残した場合には？

は、理を論じ、し、そのは、を、を、い、い、で、す、か、り、防、失、所、能、と、そ、の、お、つ、て、十、人、数、の、人、間、に、と、つ、て、は、

大承継が普通で、将来改正の際にはそうなると思ひますが、今は學者の解然によつて、なるべく遺族承継を原則とする解然の仕方が旧法以来知られていきますから、今後改正されるという場合にはそういう改正はなると思ひます。

問 養子を迎えて養子となり、その後に養子に養子をついて、その養子に子孫がでた場合は、いふか、養子といふのは嫡出子と言いますか、つまり、嫡出子と全然同じ地位を与えられ水戸の養子です、だから同じだけ相続できることになりませんか。

終り、

中央婦人指導者講習会

講議録の五

新教育制度について

|| お茶の水女子大学教授 岡田 博 講 述 ||

労働省婦人少年局

本書は一九五〇年十一月三十日より三日間にわたる日本医師会館で開催された中央婦人科看護講習会に於ける講師の講義記録です。

講習会は婦人に関係ある法律や制度について研究し、受講者によつて所属団体の方々にも広く普及していただくように計画されたものでその内容は次の五つの法律案に制度でした。

これを講義題目別に分類して出版いたしました。紙面の都合で講義の内容を削減いたしました事とすめお断りいたします。

記

- 一 国際連合の諸問題 日本国憲法委員会理事 誠 一
- 二 社会保険制度の方向 厚労省大臣 高 信
- 三 労働者の権利について 一ツ橋大学教授 香 光 俊
- 四 民法へ結婚、相続を中心として 明治大学教授 石 芳 敏
- 五 新教育制度について 日本大学教授 柳 博

- 一 戦後の教育 1
- 二 三つの使節団報告書 2
- 三 教育改革の論議 2
- 四 日本とアメリカの教育を比較する 2
- 五 アメリカの教育とアメリカの社会 2
- 六 日本の教育と日本の社会 2
- 七 戦後教育の展望 2

新教育制度について

一 戦後の教育

二つの使節団報告書

講師 お茶の水大学 教授 岡 郷 博

新しい教育の制度と云いますと、その新しい教育制度の中で、一番重要なことは、中央集権の教育制度が戦後破壊されてなくなつたということです。戦争が終つた翌年の三月に、アメリカから二十七人の教育使節団が日本に参りました。その二十七人の入連が、戦後の日本の教育がどうあるべきであるかということについてマツクアーサー元帥に報告書を出したわけです。このマツクアーサーの報告書と報告書というものは、日本の終戦以後の教育の制度及び内容の一切を含めて、基本的な改革の枠を定められ示してくれただけです。この報告書の中で言われていることは、戦争前のような天皇の絶対権を中心とした中央集権の教育制度というものを止めなければならぬということと、教育を、人民の意志によつて行われるものに受けて行かなければいけない。その際には今まであつたような文部省の管掌官というものを止めてしまふなければならぬ。それから国定の教科書というものを中央集権の手取として設立していたのを止める。そういうものも止めなければならぬ。このマツクアーサーの報告書がマツクアーサーに提出されてから、日本の政府はいろいろの、教育に關する法律を作りました。皆さんがよく知つていらっしゃる教育基本法を始めとして、教育委員会法その他沢山の法律が作られましたけれども、こういう法律のもとになつたのはマツクアーサーの報告書と報告書であります。その時から今まで四年半ばかり経ちました。今年の夏、教育使節団が又参りました。これは六人の学者によつて構成されたものですけれども、約に二十七人衆の中の六人が又やつて来たわけですね。今年の夏参られた教育使節団の団員というのは、ウィラード、ギブス、エリスという人ですけれども、その人はアメリカの青少年の不良化が非常にひどくなつた、ルースヴェルト大統領の時に全米青年委員会というものがアメリカに出来ましたが、その委員会の委員長として初めてあつて人です。今度来た教育使節団も報告書を出して、同じものですね。五年は

かり前に日本の新教育の状況を見聞して自派の現状を察すると、そのあり方が如何に悲しいものであるか、三回ほど見る教育使軍団の報告書が、日本の新教育の敗北の裏面に問題を取っているもので、その二つの報告書は、日本の新教育の今後の問題を最も鋭に立つものだと私は考へます。

2. 教育改革の輪廓

最初の報告書の中で諸君に將に私は知つて貰いたいと思ふことは、こんなことだとおもひます。わが國の報告書の時には日本はみんな、進歩しつゝ若くないくわい僻氣な生活をしておりました。わが國の食うものは食ふなくて、さつまいもがみんな食つていたわけですが、此等しいとして、今もさういふものを食つてゐるわけですが、その頃はなほ越々進歩したわけですが、戦争に負けまして、日本を民主化する爲に以上つて貰いたいという氣持で報告書を書いてゐるのです。その中で、日本の人々を驚かすける事柄が二つあると思ひます。一つは、アメリカは決して日本を植民地にもしようと考へてゐるのじやない。其の日本の人々はアメリカの教育を羨望するといふことをしてはゐない。日本人は日本人として新しい文化に賛成するものを抱つてゐる筈なんだが、アメリカを羨望するといふことでなく、世界の新しい文化の爲に日本人が賛成し得るといふ新しい文化を待つてゐなければならぬ。戦争に負けたからといふでして、此のことはすぐ直してしまふといふやうな態度を考へ持つてはゐない。日本がどんなに悲惨な戦争の犠牲者をして、日本人は過去の文化が突然断ち切られてしまふといふことはあり得ないことである。それから、戦争に負けた瞬間から日本のものはすべて悪い。アメリカのものはすべていい。羨望するといふやうな考へが起つて來てはゐないもので、日本の過去の文化の中で価値のあるものは何であつて、価値のないものは何であるかといふことをハッキリと日本人は區別出來なければならぬ。さうして、価値のある日本の文化を保護せよといふ考へて行かなくてはならぬ。こういうことが敗戦後の日本人を助けてゐる。

る重要なポイントの1つだと思っています

しよう一つは「日本の教師」と言ひますけれども、教師達だけであつて、日本の母親も、日本の工場の労働者も、達に對してもう一つたえている言葉だと思ひますけれども、これは非常ないい言葉だと私は思つた。何處でも、てし味のいのある言葉と思ひますが、日本人は政敵によつて無賴者の強權から解放されるのだ、つまり日本人は新しい自由を獲得したわけですけれども、然し自由というものは、自由を實行することによつてのみ獲得されるのだといふこと、自由といふ言葉はなん何となく自由であるといふようなことではないのだ、あるいは自由といふ言葉をもたせるといふことは非常に悪いといふこととで、自由を實行することによつてのみ自由は獲得されるのだといふことを日本の人々に放れているわけですよ。

この二つのことを私はもう一層言い直してみたいと思ひます。 勿論に申上げばことは、教育といふものはその社会の文化といふものを考へないとハッキリ理ゆかない。 教育は異なるナツニツクではないのだから、うことを最極のほうに教へていると思ひます。 これはドイツ、アメリカが二三の事限ればしばしばアメリカの入選にうつたえてゐることゝなる、教育といふものは學校の如つの塾の中で行われるものではない。 其の社する人が多いわけですから、教育といふものは學校の教室の中だけで行われるものではない。 その社会の人々がどんな文化を持つてゐるのか、その社会の人々が何に感動するか、その社会の人々が、どんなことを價值あることだと思ふか、どういふことは價值のないものかといふことは考へるが、どういふ一つの社会が持つてゐる文化全体が人間を作り上げて持つてゐるわけなので教育といふものを教室の如つの塾の中に押しこめてしまふという考へは状態にもうない考へだ。 とういふことを、ドイツ、アメリカがアメリカで持つておつたわけですが、それと何じやうなことで日本の入選に対して使而面は違つてゐるわけですが、それが一つのポイントなはずすけれども、もう一つのポイントが自由といふものには、自由を実行しなれば得られなけりのだといふことです。 そうしてそれをもう少し詳細に考へると問題はホーヤーレーンの教育公約が試されたりして日本の自由教育といふことを承知に好意に考へてゐると思ひます。 けれども自由といふものはもういふ個人間的ものでなくて社会的な自由でなければならぬのです。 社会の盛衰を助けてゐる教育は指針として、社会の人々がそれと戦つてその自由をがらうといふやうな自由以外の自由といふものは

これは英米連邦の歴史に於いて最も重要な出来事の一つである。一九三〇年代の初めに、アメリカ合衆国は空前の恐慌に陥り、経済が崩壊した。この恐慌は、アメリカ人の生活に深刻な影響を与え、多くの人が失業し、貧困に陥った。この恐慌は、アメリカの歴史に於いて最も重要な出来事の一つである。一九三〇年代の初めに、アメリカ合衆国は空前の恐慌に陥り、経済が崩壊した。この恐慌は、アメリカ人の生活に深刻な影響を与え、多くの人が失業し、貧困に陥った。この恐慌は、アメリカの歴史に於いて最も重要な出来事の一つである。

一九三〇年代の初めに、アメリカ合衆国は空前の恐慌に陥り、経済が崩壊した。この恐慌は、アメリカ人の生活に深刻な影響を与え、多くの人が失業し、貧困に陥った。この恐慌は、アメリカの歴史に於いて最も重要な出来事の一つである。一九三〇年代の初めに、アメリカ合衆国は空前の恐慌に陥り、経済が崩壊した。この恐慌は、アメリカ人の生活に深刻な影響を与え、多くの人が失業し、貧困に陥った。この恐慌は、アメリカの歴史に於いて最も重要な出来事の一つである。

一九三〇年代の初めに、アメリカ合衆国は空前の恐慌に陥り、経済が崩壊した。この恐慌は、アメリカ人の生活に深刻な影響を与え、多くの人が失業し、貧困に陥った。この恐慌は、アメリカの歴史に於いて最も重要な出来事の一つである。一九三〇年代の初めに、アメリカ合衆国は空前の恐慌に陥り、経済が崩壊した。この恐慌は、アメリカ人の生活に深刻な影響を与え、多くの人が失業し、貧困に陥った。この恐慌は、アメリカの歴史に於いて最も重要な出来事の一つである。

一九三〇年代の初めに、アメリカ合衆国は空前の恐慌に陥り、経済が崩壊した。この恐慌は、アメリカ人の生活に深刻な影響を与え、多くの人が失業し、貧困に陥った。この恐慌は、アメリカの歴史に於いて最も重要な出来事の一つである。一九三〇年代の初めに、アメリカ合衆国は空前の恐慌に陥り、経済が崩壊した。この恐慌は、アメリカ人の生活に深刻な影響を与え、多くの人が失業し、貧困に陥った。この恐慌は、アメリカの歴史に於いて最も重要な出来事の一つである。

付かぬかというふうな問題を起つて来たわけである。この世界の中にも、貧民などがある。その
アメリカの青少年はさういふふうな世界の中からは、全然排除されている。先づ第一の問題は、
少年はさう不寛化してゐる。もう一つの問題は、その青少年は、その青少年に對して、経済の安定というものは、
てやうなわけにはいかない。その場合からアメリカは、シリエーションという問題を起して来る。その
つて、連邦政府も州政府もシリエーションに對して、山の手界をどうするべきかは、その問題に青少年の
大體の不寛化というものが、少くもつて来てゐるわけである。一つの問題は、その青少年の、その青少年の
いる。その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
非寛化も多くて、しかもその中の大體が、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
と考へておるに、これに合つてゐるわけでもない。しかし、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
は余り多くない。青少年は、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
をどういふふうな、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
一つの例を以て見ます。マートウエーションというアメリカの、その青少年の、その青少年の、
の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
が、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
ないけれども、しかし、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
対象を考へる人は、あまり多くない。しかし、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
青少年の問題について、人々は、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
から、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
時代のアメリカの、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
と、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
といふことである。その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、

は、小学校だけである。しかし、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
て来たわけである。その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
年の問題を考へる人は、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
で、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
人達がいるわけである。しかし、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
ば、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
ではないけれども、しかし、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
を、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
を、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
として、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
背景として、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
めるために、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
美として、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
さるかという、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
い、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
して、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
られ、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
等は、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
は、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
う、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、
その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、その青少年の、

朝鮮國の取与

使節團の報告によつて知られるを略知す可い。其の如く日本は社会の進歩と、日本の教育の改進黨といふものを通じて、自國をもつて世界を新しく建設して行かなければならぬと思ふのでなければならぬ。その場合に必要なる問題が深山ある。第一に——これはアメリカ大陸のようであるけれども——日本は非常に深山の人口を感念しているといふことである。今や世界の人口といふものは日本を除いて多く非常に増加しすぎていて困つてゐる。三沙面経つと赤ん坊が二人ずつ生れてゐる。一且に五万人ずつの赤ん坊が生れてゐるといふわけである。その中でも日本めりアロダクシヤの方があるが最も多い。日本では一年に二百五十万人ぐわいの赤ん坊が生れてゐる。この問題は日本にとつてたいへん大きな問題だに思ふなればなりません。そこで僕は、その問題をいつて皆さんに覚えて貰ひたいことを一寸申し上げます。明治の初め頃には日本は三十万入の人口しかなくつた。楠川家康の頃は一千七百方ぐわいの人口しかなくつた。奈良朝の頃は、ある人が調査したのでは七百万ぐわいの人口しかなくつたをうです。しかしながら明治の初め頃には明治の初めまで、日本の人口は非常にゆるい速度でしか増えなかつたのですけれども明治の初め頃から今日までの間に日本の人口は八千万を越える、そしてこの無数の戦争によつて知られたのは今までの國民地を失つて、さうしてこれだけ多くの島に押しこめてしまつた。これは日本の社会の問題ですけれども、日本の教育の問題としても考えなければならぬ重要なことです。教育改進とは社会改進は一つ争ひの裏表です。一つの争ひを要するに、教育の改進と社会の改進があると考へることは新しい教育の見方です。

そこで人口の問題というのは、明治の初め頃の三千万ぐらいの頃、日本の人々は、福沢諭吉を始めとしてあの頃の人は、健全な常識をもつて此のを考へるとか出来たのです。ところがこれは丸山眞男氏が言つてゐる如く、明治三十年代になつて人口が段々増える。日本の人々の生活の空間といふものが、あるいは自由の行動し得る生活の範圍といふものが狭められて来るといふ事した。そういうふうなことはよつて、人間はかういふふうな度つたかといふと、人間は物を増えるといふことを放棄するやうになつて参りました。文字の出版をするとは出来ずけ非とも、眞剣の筆を捨ててそこから何かを生み出すといふよ

うな態度を執るべきこと、というよりは、なりやした。私はそればかりに、いかんかのわがりまぜんけし、丸山眞野氏が引用していること、明治三十一年の、藤村君という人が華嚴の庵に喰ひ込んで自殺した。そうしてその頃、日本の知識階級というものは、みんな墮落して来た。日本、田畑がその頃は、自由というものは山林の牛にしかないと、詩を言っている。自由というものは、この社会の中に事實としてあるのではなくて、最早山林の中にしかなくなつてしまつたのだから、と書いてある。人間がある空間を持つて居つて、その空間の中で自分が自由であることと考へて、その考へたことを実行して、その結果が現れる。出てくるというところが、自由は人間は物を考へること、でしかないわけであらう。同を考へても実行すること、が出来る、いふのが社会においては、人間は極々希な者となつてしまふ。そういうふうに振舞ひ、それだけに、この所に押しこめられをおつて、空間的に振舞ひ、それをお互に同意が干涉し合う、あるいは政府が強制をもつて國民を縛り上げている、そういうふうなところを日本が、いふやうに、沢山人がおつて、いつもみんな電車の中、いふやうに押し込められて、いふ人達が、果して事實に基いて物を正確に考へて、新しいものを発見して行く、というやうな思考が、生れて来るか、どうか。つまり、今の日本の人間は、いろいろ新しい文字は使います。流行の言葉は使います。哲學者のやうな言葉を使つて、いふ人は、やたらに多いけれども、彼等は考へていない。そういうやうな点を、アメリカの人間とは、直つた弱點を、われわれは持つており、それは日本の土地を人口によつて決定され、木々といふもの、と云ふべきです。若しアメリカのやうに、あの地の中で、自由は、ここで新しい收穫を上げよう、と考へたら、それを実行し、それによつて、成果が現れて来る、というやうな場合、それを実行した人の思考力は、生々としてくるべきです。そういう人は、いい加減なことは言わなければ、さういふことが、その人間を成長させるものです。この日本では、何でも、それと考へる。ごまかすやうな考へるより、地に考へる方が、いふやうに、われわれは、決めた生活の中で、望見しかつて、そこを日本における教育、授け、同輩性、二個とも日本の人間に對して、これが最も大きな問題、といふところ、私に、いふか、それは日本の言語の改造、國體の改造、といふことです。國體の改造、といふ言葉によつて、これを考へるものは、日本人が、正統な言語によつて、ものを正確に言ひ、正確に考へる、といふことが出来る、か、どうか、といふことが、いふやうなわけであらう。今の日本人は、ものを正確に考へて、いふ。言葉は、いろいろ新しいの

